

# 建設汚泥利用マニュアル

## (関東版)

平成20年3月

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会

## まえがき

建設副産物の再資源化率は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊で98%以上となっています。一方、建設汚泥の再資源化等率は未だ75%程度に留まっており、このため、建設汚泥の最終処分量が多い状況になっています。

また、産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している事を鑑みると、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかが喫緊の課題と言えます。

関東地方における建設汚泥の最終処分量は、約115万トン（平成17年度）で、これは全国量の6割を占めている状況です。

関東地方のこのような情勢を受け、建設汚泥の再生利用が促進されるよう「関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会」に設置された、関係廃棄物行政機関の土木部局と環境部局を部会員とする「建設汚泥の利用促進に関する検討部会」で「建設汚泥利用マニュアル（関東版）」（以降、「本マニュアル」という。）を取りまとめました。

本マニュアルでは、企画・設計段階から施工段階までの検討手順、建設汚泥を利用するための制度、関東地方の廃棄物行政機関の建設汚泥の再生利用に関する考え方などを示しています。

なお、本マニュアルは運用を通じて、適宜改訂することとしています。

建設汚泥を扱う実務者の方が、本マニュアルを活用することにより、建設汚泥の再生利用がより促進されることを期待します。

平成20年3月

# 目次

ページ

## 総論編

1.1	マニュアルの構成	1
1.2	目的と適用範囲	2
(1)	目的	2
(2)	背景	2
(3)	適用範囲	3
(4)	用語の解説	3
1.3	建設汚泥の定義	5
(1)	建設汚泥と建設発生土との関係	5
1.4	建設汚泥の再生利用の考え方	6

## 制度編

2.1	建設汚泥の再生利用の方法	8
(1)	自ら利用	8
(2)	有償譲渡	9
(3)	再生利用制度	10
2.2	自ら利用	11
2.3	有償譲渡	17
2.4	再生利用制度	18
(1)	再生利用制度の種類	18
(2)	個別指定制度	20
1)	個別指定制度の形態	20
2)	個別指定制度の運用に当たっての考え方	23
(3)	大臣認定制度	24
1)	大臣認定制度の形態	24
2)	大臣認定制度が適用される条件	25

## 実務編

3.1	建設汚泥再生利用の手順	26
3.2	企画・設計段階における実施事項	27
3.2.1	発生抑制の検討から再生利用方法の検討まで	27
(1)	建設汚泥の発生抑制の検討	28
(2)	建設汚泥の現場内利用の検討	28
(3)	再生利用方法の検討	28
(4)	工事間利用に関する企画・設計段階での実施事項等	29

3.3	工事施工段階における実施事項	31
3.3.1	「自ら利用」を行う場合	31
(1)	施工計画段階の実施事項	31
(2)	施工段階、竣工段階の実施事項	32
3.3.2	「個別指定」を行う場合	33
(1)	施工計画段階の実施事項	33
1)	「個別指定」の申請における実施事項	33
(2)	施工段階、竣工段階の実施事項	34
3.3.3	「大臣認定」を行う場合	35
(1)	施工計画段階の実施事項	35
(2)	施工段階、竣工段階の実施事項	36
3.3.4	「製品化による再生利用」を行う場合	37
(1)	施工計画段階の実施事項	37
(2)	施工段階、竣工段階の実施事項	37
3.4	個別指定の申請について	38
3.5	大臣認定の申請について	40
3.6	再資源化施設設置の申請について	41

## 参考編

4.1	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省：平成18年6月12日)
4.2	建設汚泥の再生利用に関する実施要領(国土交通省：平成18年6月12日)
4.3	建設汚泥処理土利用技術基準(国土交通省：平成18年6月12日)
4.4	リサイクル原則化ルール(国土交通省：平成18年6月12日改正)
4.5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係資料
1)	廃棄物の定義(法第2条 など)
2)	建設汚泥の定義(建設廃棄物処理指針 など)
3)	産業廃棄物としての取扱い
	産業廃棄物の処理基準(法第1条、法第12条、施行令第6条 など)
	産業廃棄物の保管(施行規則第8条、施行令第6条 など)
	産業廃棄物の運搬(施行令第6条 など)
	産業廃棄物の委託処理(施行令第6条の2、施行規則第8条の4、施行規則第8条の4の2、施行規則第8条の4の3、法第12条の3、施行規則第8条の26 など)
	建設汚泥の中間処理(法第15条、施行令第7条、施行規則第11条、法第12条、法第21条 など)
	建設汚泥の最終処分(施行令第7条、施行令第6条 など)
4)	大臣認定制度(法第15条の4の2、施行規則第12条の12の2、施行規則第12条の12の3、施行規則第12条の12の4、施行規則第12条の12の5、施行規則第12条の12の6 など)
5)	個別指定制度(法第14条、施行規則第9条、施行規則第10条の3 など)
6)	個別指定制度の詳細
	ガイドラインと指定制度運用通知との関係について

- a . 再生利用制度の基に再生利用される建設汚泥の取り扱い
  - b . 個別指定制度の形態
  - c . 指定の申請と事前相談
  - d . 産業廃棄物処理業者の参加による再生利用の促進
  - e . 複数の都道府県等にわたる活用
  - f . 工事間利用調整が完了した旨の文書の提出
    - 申請書の様式と添付書類について
    - 確認内容と申請書への添付書類について
  - a . 搬出・利用計画等
  - b . 利用用途及び品質
  - c . 処理工程
  - d . 運搬管理
  - e . 施工計画
  - f . 保管
  - g . 費用及び取引関係の継続性
    - 指定の手續に要する標準期間の提示
- 7 ) 罰則(法第 25 条、法第 26 条、法第 29 条、法第 30 条)
- 4 . 6 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針(環境省：平成 17 年 7 月 25 日)
- 4 . 7 建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方(環境省：平成 18 年 7 月 4 日)
- 4 . 8 関東地方の土木部局・環境部局の一覧表

- 1.1 マニュアルの構成
- 1.2 目的と適用範囲
  - (1) 目的
  - (2) 背景
  - (3) 適用範囲
  - (4) 用語の解説
- 1.3 建設汚泥の定義
  - (1) 建設汚泥と建設発生土との関係
- 1.4 建設汚泥の再生利用の考え方

## 1.1 マニュアルの構成

本マニュアルは、「総論編」「制度編」「実務編」の3編から構成されている。

「総論編」：建設汚泥の定義及びその再生利用に関する基本的な事項について示す。

「制度編」：建設汚泥を再生利用するにあたり関連する諸制度の運用方法を示す。

「実務編」：建設汚泥を再生利用するにあたって、実務担当者の役割・実施事項、関係機関への手続きの流れ及び必要書類などを示す。

### 【解説】

#### 1. 総論編

本マニュアル策定の背景から目的、構成を示すとともに、建設汚泥の定義及びリサイクルの考え方を示す。

1. マニュアルの構成
2. 目的と適用範囲
3. 建設汚泥の定義
4. 建設汚泥の再生利用の考え方

#### 2. 制度編

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)の規定等、建設汚泥を利用するための法律・制度を概説し、有用としての再生利用の方法(自ら利用、有償譲渡、再生利用制度)について説明する。

1. 建設汚泥の再生利用の方法
2. 自ら利用
3. 有償譲渡
4. 再生利用制度

#### 3. 実務編

建設汚泥の再生利用にあたっての、企画・設計から施工の各段階における実務担当者の役割、実施事項、再生利用にあたっての手続き等を示す。

1. 建設汚泥再生利用の手順
2. 企画・設計段階における実施事項
3. 工事施工段階における実施事項
4. 個別指定の申請について
5. 大臣認定の申請について
6. 再資源化施設設置の申請について

## 1.2 目的と適用範囲

本マニュアルは、関東地方（1都8県）における公共工事に関して、建設汚泥を適正かつ的確に再生利用するための制度の解説、関係機関の役割、再生利用の手順及び申請等の手続きを示すものであり、建設汚泥の再生利用の促進を図ることを目的とする。

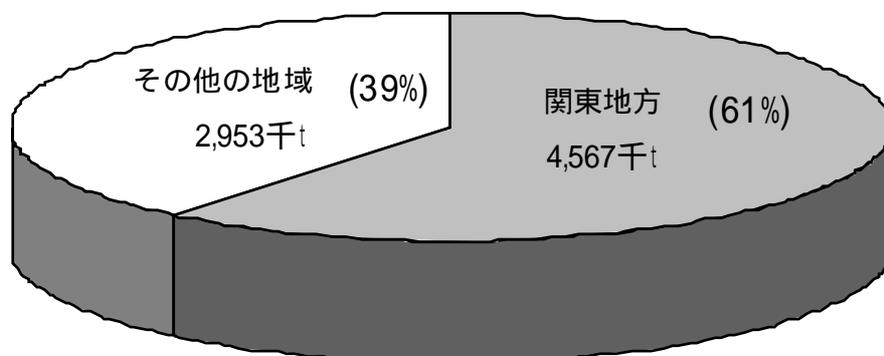
本マニュアルは、原則として関東地方における公共工事に関して、建設汚泥を建設資材（土木資材等）として再生利用する場合に適用する。

### 【解説】

#### （1）背景

平成17年度建設副産物実態調査によると、全国の建設汚泥の排出量は約752万tであり、そのうちの約6割に相当する457万tが関東地方から排出されている。

また、関東地方における建設汚泥は、排出量の4割強の195万tが再資源化されているのみであり、これに脱水等による減量化量が約146万tを加えた再資源化等率をみても約75%（341万t）となっており、残りの115万tが最終処分されていることとなる。これは、関東地方における建設廃棄物全体の最終処分量（213万t）の半数以上を占めている。



資料:平成17年度建設副産物実態調査

図1.2.1 全国の建設汚泥の排出量（平成17年度）

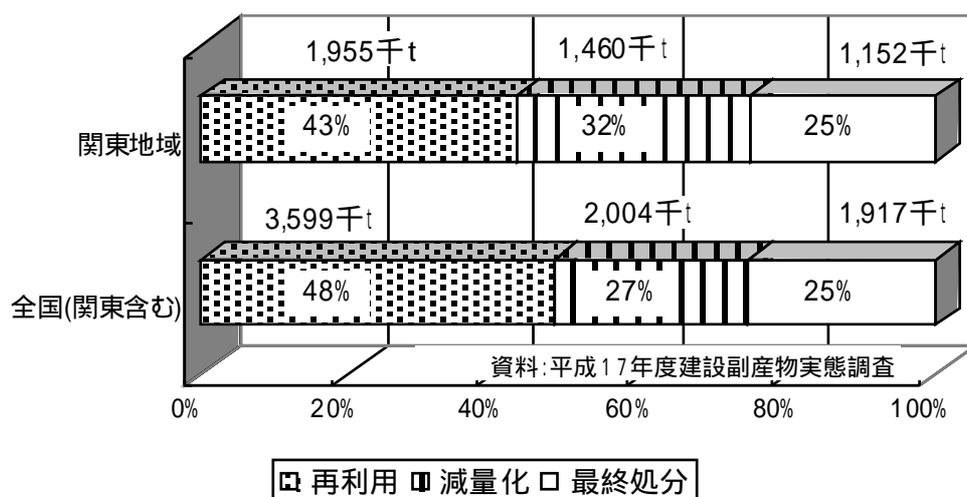


図 1.2.2 建設汚泥の再資源化等の状況 (平成17年度)

(2) 目的

建設汚泥は、「廃棄物処理法」に規定される産業廃棄物に該当するため、その取扱いは同法に基づいて行う必要がある。

また、国土交通省及び環境省では、建設汚泥の再生利用を促進するため、次のような各種通知を発出した。

表 1.2.1 建設汚泥の利用促進に関する国土交通省、環境省からの通知

通知年月日	通知名称等	発出省
H14.5.30	建設リサイクルガイドライン	国土交通省
H17.7.25	建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について (以下、「判断指針」という。)	環境省
H18.6.12	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。) 建設汚泥の再生利用に関する実施要領 建設汚泥処理土利用技術基準 リサイクル原則化ルール(改正通知)	国土交通省
H18.7.4	建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方 (以下、「指定制度運用通知」という。)	環境省

本マニュアルは、以上のような関連する法律、各通知を踏まえ、建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、埋め立て処分や海洋投入処分を含めた最終処分場への搬出量の削減、不法投棄の防止を図ることを目的とするものである。

### ( 3 ) 適用範囲

本マニュアルは、関東地方における公共工事に関して、建設工事に伴い副次的に発生する発生土のうち、建設汚泥を建設資材として再生利用する場合を対象としている。

ただし、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

### ( 4 ) 用語の定義

- ・本マニュアルで用いている用語の定義を以下に示す。

発注者 : 建設工事等を発注する者。

有用 : 本マニュアルにおいては、「利用の用途に要求される品質を満たし、利用に当たって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがなく、また、その搬出が適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること」を有用という。

有価物 : 有用であって、客観的合理性をもって他人に有償譲渡できるもの。なお、処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等の確認が必要である。

元請業者 : 発注者より直接工事を請負う施工者。( = 元請施工者 )

建設副産物 : 建設工事に伴い副次的に得られる物品。

再資源化 : 建設副産物を建設工事等の資材または材料として利用できるようにする行為。

排出事業者 : 廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請負う元請業者。

泥土 : 掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水。

建設汚泥再生品 : 建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」に大別される。

建設汚泥処理土 : 建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの。

処分 : 「処分」とは、中間処理と最終処分をいう。「中間処理」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分をいう。

処理 : 本マニュアルでは処理を、法的なものと、技術的なものの2つの意味で使い、前者の意味で用いる場合には『 』を付けて『処理』と表現する。  
法的な意味の『処理』とは、廃棄物処理法における産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。  
技術的な意味の処理とは、脱水、乾燥、安定処理、焼成等建設汚泥を再資源化するための行為をいう。

### 1.3 建設汚泥の定義

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という。

#### 【解説】

#### (1) 建設汚泥と建設発生土との関係

土砂が建設汚泥かの廃棄物処理法に係る分類とは別に、土質区分基準（「建設発生土利用基準」(国土交通省通達、平成18年8月10日)による区分として、第1種から第4種建設発生土と泥土の分類がある。

建設発生土とは、建設工事に伴い副次的に発生する土砂をいう。また、建設発生土と建設汚泥とをあわせて発生土という。泥土とは、発生土のうちコーン指数が200kN/m<sup>2</sup>未満となるものをいう。

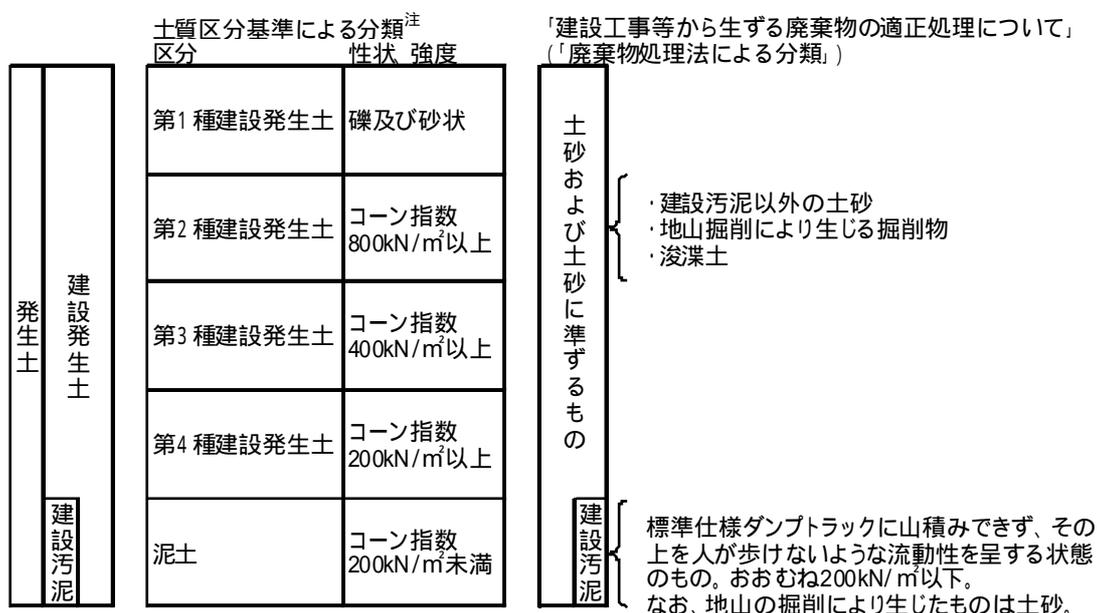
これらの関係を図1.3.1に示す。

なお、建設汚泥に該当しない泥土には、

泥土に該当する浚渫土

泥水などを使用しない地山掘削から発生した泥土

などがある。



\* 建設汚泥:掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水を泥土といい、このうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という

注)「建設発生土利用技術マニュアル」(第3版)(独)土木研究所より

図1.3.1 建設汚泥と建設発生土の関係

#### 1.4 建設汚泥の再生利用の考え方

発注者及び元請業者は、設計、施工等にあたり、建設汚泥の発生抑制に努めるとともに、目的とする構造物の機能、品質の確保及び生活環境の保全を前提として、その再生利用の促進を図る必要がある。

その際、各種関係法令、通知等にしたがって実施することが必要である。

建設汚泥の再生利用は、図1.4.1に示すフローにしたがって実施する。

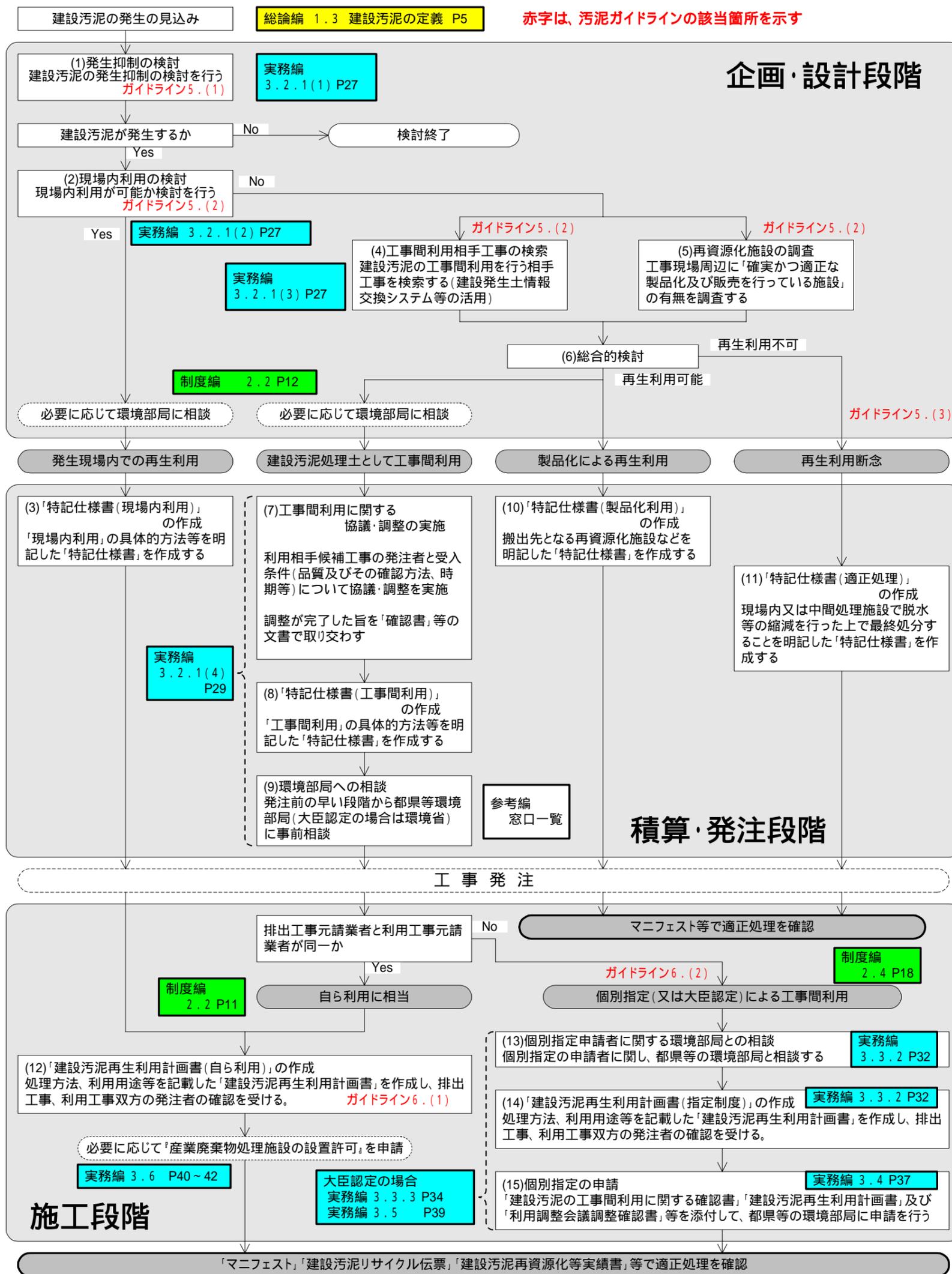


図1.4.1 建設汚泥の再生利用の考え方フロー

- 2 . 1 建設汚泥の再生利用の方法
  - ( 1 ) 自ら利用
  - ( 2 ) 有償譲渡
  - ( 3 ) 再生利用制度
- 2 . 2 自ら利用
- 2 . 3 有償譲渡
- 2 . 4 再生利用制度
  - ( 1 ) 再生利用制度の種類
  - ( 2 ) 個別指定制度
    - 1 ) 個別指定制度の形態
    - 2 ) 個別指定制度の運用に当たっての考え方
  - ( 3 ) 大臣認定制度
    - 1 ) 大臣認定制度の形態
    - 2 ) 大臣認定制度が適用される条件

## 2.1 建設汚泥の再生利用の方法

建設汚泥の再生利用の方法には、次のものがある。

- (1) 自ら利用
- (2) 有償譲渡
- (3) 再生利用制度

### 【解説】

建設汚泥の『処理』パターンについて整理すると、次のとおりとなる。

#### (1) 自ら利用

《建設汚泥の「発生者」と「処理土の利用者」が同じもの》

発生工事で建設汚泥を処理し、自ら利用するケース

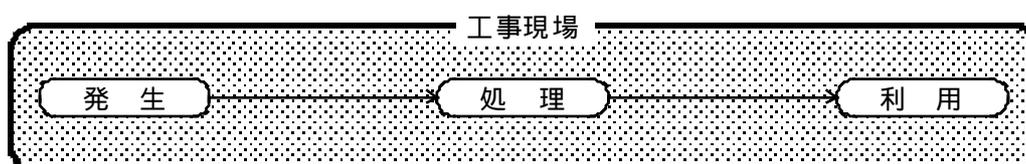


図 2.1.1 建設汚泥の『自ら利用』のパターン

発生工事で建設汚泥を処理し、自らが元請業者となっている別の工事で利用するケース

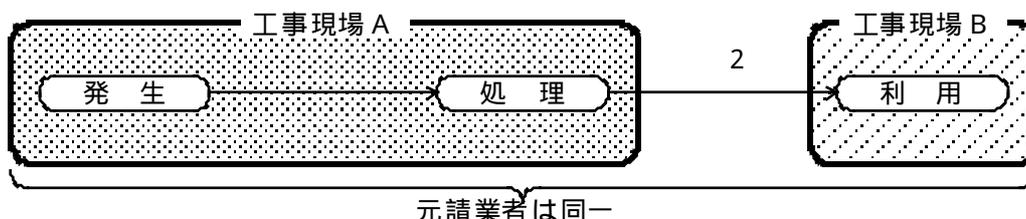


図 2.1.2 建設汚泥の『自ら利用』のパターン

自らが元請業者となっている別の工事で建設汚泥を処理し、利用するケース



図 2.1.3 建設汚泥の『自ら利用』のパターン

1、2については、次ページを参照のこと。

(2) 有償譲渡

《処理土を使用する者が購入して有効利用するもの》

発生工事で建設汚泥を処理し、利用工事に有償譲渡して、利用するケース

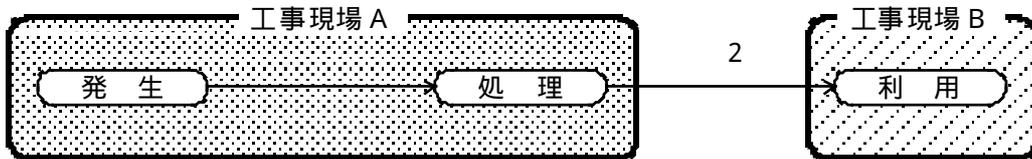


図 2.1.4 建設汚泥の『有償譲渡』のパターン

再資源化施設（中間処理施設）に建設汚泥の処理を委託し、再び発生工事で有償購入し利用するケース



図 2.1.5 建設汚泥の『有償譲渡』のパターン

再資源化施設（中間処理施設）に建設汚泥の処理を委託し、利用工事で有償購入し利用するケース



図 2.1.6 建設汚泥の『有償譲渡』のパターン

注：建設汚泥、建設汚泥再生品（処理物）の運搬を他者に委託する場合について、

1：建設汚泥の運搬を他者に委託する場合は、

産業廃棄物収集運搬業の許可業者に委託しなければならない。

2：建設汚泥の再生品（処理物）の運搬を他者に委託する場合、

当該再生品が有価物の場合・・・産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要

当該再生品が有用であっても、有価物と判断されない場合は、産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要になるので、その判断に際しては、都県等の環境部局に相談する必要がある。

(3) 再生利用制度

《大臣認定、個別指定などを受けて処理土を有効利用するもの》

中間処理施設での処理について、個別指定、大臣認定を受けて利用するケース



図 2 . 1 . 7 建設汚泥の『再生利用制度』のパターン

発生工事での処理について、個別指定、大臣認定を受けて利用するケース



図 2 . 1 . 8 建設汚泥の『再生利用制度』のパターン

利用工事での処理について、個別指定、大臣認定を受けて利用するケース

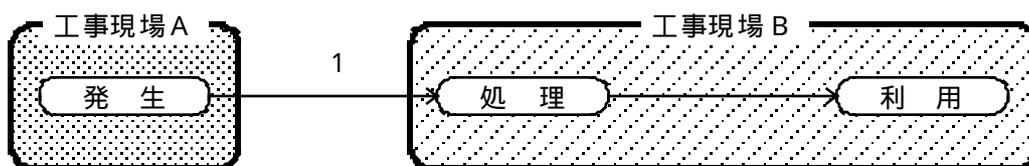


図 2 . 1 . 9 建設汚泥の『再生利用制度』のパターン

1、 2 については、前ページを参照のこと。

## 2.2 自ら利用

建設汚泥を自ら利用する場合は、その利用に際して生活環境保全上の支障がなく、利用用途に応じた適切な品質を有し、その利用が確実にできるように処理し、客観的合理性をもって他人に有償譲渡できるものとしなければならない。

### 【解説】

#### 【自ら利用の定義】

「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいい、（以下省略） 《建設廃棄物処理マニュアル（平成13年7月）》

「自ら利用」を行う場合の占有者とは、建設汚泥が発生する工事の元請業者である。したがって、同一発注者の工事であっても元請業者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しない。

発生工事と利用工事が同一元請業者で「自ら利用」を活用する場合は、利用工事及び利用場所について「廃棄物処理法」上の制限はないが、廃棄物処理施設については種類および規模に応じて「廃棄物処理法」に基づく設置許可（廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条による）が必要であり、また、それ以下の規模の施設であっても届出を要する場合があるので、施設設置にあたっては都県等の要綱等を確認し、所定の手続を行う必要がある。（「3.6 再資源化施設設置の申請について」参照）



図2.2.1 「自ら利用」の該当性及び施設設置許可について

- 1：同一発注者でも、元請業者が異なると「自ら利用」には該当しない
- 2：廃棄物処理施設の種類、規模に応じて「廃棄物処理法」の設置許可が必要

なお、「判断指針」において、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、「自ら利用」に該当するものである。」とされている。

「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係を図2.2.2に示す。

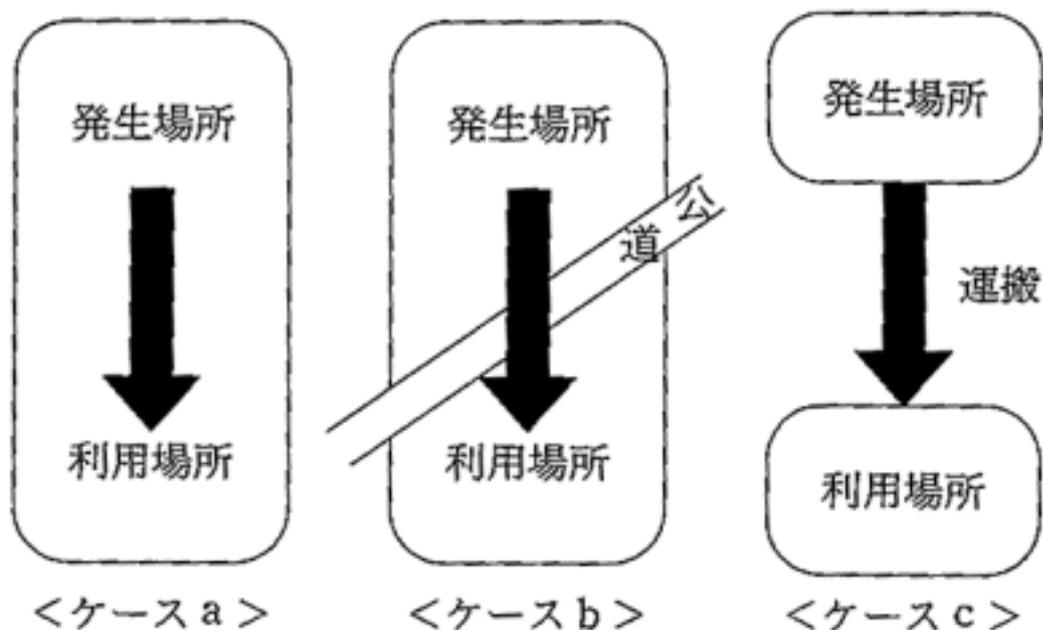


図2.2.2 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

- <ケース a> : 発生場所が同一敷地内で同一元請業者が利用するケース
- <ケース b> : 公道を挟んで隣接する敷地内で同一元請業者が利用するケース
- <ケース c> : 発生場所以外の工事で同一元請業者が利用するケース

以上のケースについては、「自ら利用」が可能である。また、発注工事と利用工事の発注者が異なっても発注工事元請業者と利用工事元請業者が同一であれば双方の発注者の確認を得て「自ら利用」が可能である。

なお、工事現場外で建設汚泥を運搬する場合には、産業廃棄物としての取扱いが必要となる。さらに、原則として元請業者が当該産業廃棄物の排出事業者該当することから、その収集運搬を自ら行わず下請業者等の他の者に行わせる場合は、「廃棄物処理法」に基づく収集運搬の許可を受けた者に委託する必要があることに留意しなければならない。

自ら利用を行う際には、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「建設汚泥再生利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を「建設汚泥リサイクル伝票」や「建設汚泥再資源化等実績書」により記録させることが必要である。

これらの書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都県等環境部局からの求めがあればこれを提示または提出する必要がある。

なお、次に示す自治体においては、「自ら利用」の場合であっても、それぞれの要綱等により環境部局への事前相談等の行為が求められているため、環境部局に確認を行うことが必要である。

表 2 . 2 . 1 「自ら利用」の場合であっても環境部局等から求められている行為等

廃棄物行政庁	関連する要綱等名称	行為内容
栃木県	栃木県廃棄物処理に関する指導要綱	・事前相談
千葉県	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	・事前相談 ・事後報告

建設汚泥の「自ら利用」の適用については、以下に基づき判断している。

**建設汚泥処理物の有価物該当性については、『判断指針』に基づいて判断する**

<p>【有価物判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物の性状</li> <li>排出の状況</li> <li>通常取引形態</li> <li>取引価値の有無</li> <li>占有者の意思</li> </ul>	<p>これらを総合的に勘案して判断する</p>
---	-------------------------

以下に示す廃棄物行政庁では、  
表2.2.2に示す視点で判断  
を行っている。

表2.2.2 『判断指針』を踏まえた上での「自ら利用」を認める際の判断視点

廃棄物行政庁 の名称	建設汚泥の「自ら利用」を認める際の判断視点 (『判断指針』を踏まえた上での視点)		「自ら利用」 を認める形態 ( 1 )
茨城県	物理的性状	利用用途に照らして有価物に相当する品質	a
	化学的性状	土壤環境基準	
栃木県	<p>・「判断指針」に基づいて判断 建設汚泥の再生利用の個々の案件ごとに、「物の性状」「排出の状況」「通常取引形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」を総合的に勘案した上で、廃棄物に該当しないものと廃掃法所管課の確認を受けたもの</p>		a b <sup>2</sup> 、c <sup>2</sup>
宇都宮市	個別の案件ごとに廃棄物所管課の確認を受けたもの		a、b、c
群馬県	建設汚泥処理土利用技術基準		a、b、c
埼玉県	物理的性状	利用用途に要求される品質(コーン指数等)	a、b、c
	化学的性状	環境基本法に基づく土壤環境基準 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準	
さいたま市	物理的性状	利用用途に応じた適切な品質	a、b、c
	化学的性状	土壤環境基準	
川越市	物理的性状	利用用途に応じた適切な品質	a、b、c
	化学的性状	土壤環境基準	

表 2. 2. 1 『判断指針』を踏まえた上での「自ら利用」を認める際の判断視点

廃棄物行政庁 の名称	建設汚泥の「自ら利用」を認める際の判断視点 (『判断指針』を踏まえた上での視点)		「自ら利用」 を認める形態 ( 1 )
千葉県	物理的性状	「建設汚泥処理土利用技術基準」に定める利用用途に応じた品質区分基準に適合していること	a
	化学的性状	環境基本法に基づく土壌環境基準 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準	
千葉市	物理的性状	建設汚泥処理土利用技術基準	a、b、c
	化学的性状	土壌環境基準	
船橋市	産業廃棄物に該当しないこと その利用目的が明確であり、その利用目的にあった性状に定める利用用途に応じた品質区分基準に適合していること 国土交通省の定める生活環境保全上の基準を満たしていること		a <sup>3</sup> 、b <sup>3</sup>
東京都	物理的性状	第1種～第4種処理土に相当する品質まで処理したもの。 なお、余剰泥水利用、スラリー化安定処理の調整用泥水として、そのままの状態でも利用する場合もある。	a、b、c
	化学的性状	環境基本法に基づく土壌環境基準 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準。 ただし、利用側工事においてこれと別に法令に反しない基準が定められている場合には、その基準による。	
神奈川県	・「判断指針」に基づいて判断		a、b、c
横浜市	・「判断指針」に基づいて判断		4
川崎市	・「判断指針」に基づいて判断		a、b、c
横須賀市	・「判断指針」に基づいて判断		a、b、c
相模原市	・「判断指針」に基づいて判断		a、b、c
山梨県	物理的性状	利用用途に照らして有価物に相当する品質を有していること	a、b、c
	化学的性状	環境基本法に基づく土壌環境基準 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準 ( 5 )	
長野県	「判断指針」「建設汚泥リサイクル指針」「建設汚泥処理土利用技術基準」及び「土壌汚染対策法施行規則別表第2及び第3」の基準への適合性を参考に判断		a、b、c
長野市	・「判断指針」に基づいて判断		a、b、c

- 1：「自ら利用」を認める形態とは、図2.2.2に示す「自ら利用」のパターン
- 2：汚泥を排出事業場から運搬して運搬先で処理する場合には、処理施設の設置にあたり、事前の協議を要する。（栃木県廃棄物処理に関する指導要綱 第7条）
- 3：行政区域を越えないこと。（越える場合は、持込自治体の承認を求める）
- 4：「判断指針」に基づいて判断する。
- 5：有害物等の含有量が基準超過の場合、その要因が土地由来のものか建設工事に伴い基準を超過したものであるか、個別に判断していく。

なお、以下の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」の手続きを必要としているため、環境部に事前に確認することが必要である。

「自ら利用」に相当する場合でも「個別指定」の手続きを必要とする自治体

千葉県
-----

## 2.3 有償譲渡

「有償譲渡」による建設工事での建設汚泥処理土の利用には、以下の2つの場合がある。

- (1) 一般的な資材として市場で流通販売されているものとして有償譲渡する場合
- (2) 有価物に該当するものに処理したものを有償譲渡して工事間で利用する場合

### 【解説】

#### 【有償譲渡の定義】

再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。  
《建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月)》

「有償譲渡」とは、一般的な言い方でいえば売買である。

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要となった物」であることから、「有償譲渡」されるものは廃棄物に該当しないので、廃棄物処理法の適用を受けないこととなる。ただし、「当該取引に客観的合理性があること」が必要とされている

このようなことから、「有償譲渡」できるものとは、その利用用途に応じた適正な品質を有するものでなければならず、「判断指針」においても、「建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要」であるとされているところである。

なお、「一般的な資材として流通販売されているものを購入して利用する場合」以外の有償譲渡の場合、「判断指針」では「取引価値の有無」を次のように判断するとされている。

- ・ 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと
- ・ 当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること
- ・ 当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること

また、「判断指針」では、「建設資材としての市場が一般的に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例」として、次のようなものが例示されている。

- ・ 焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合
- ・ 焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・ スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・ 焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

## 2.4 再生利用制度

再生利用制度には、都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）、環境大臣による認定（大臣認定制度）の3種がある。

### 【解説】

#### （1）再生利用制度の種類

再生利用制度は、廃棄物の再生利用を促進するために設けられた制度であり、「個別指定制度」および「大臣認定制度」は、その一形態である。それらの位置づけを、図2.4.1に示す。

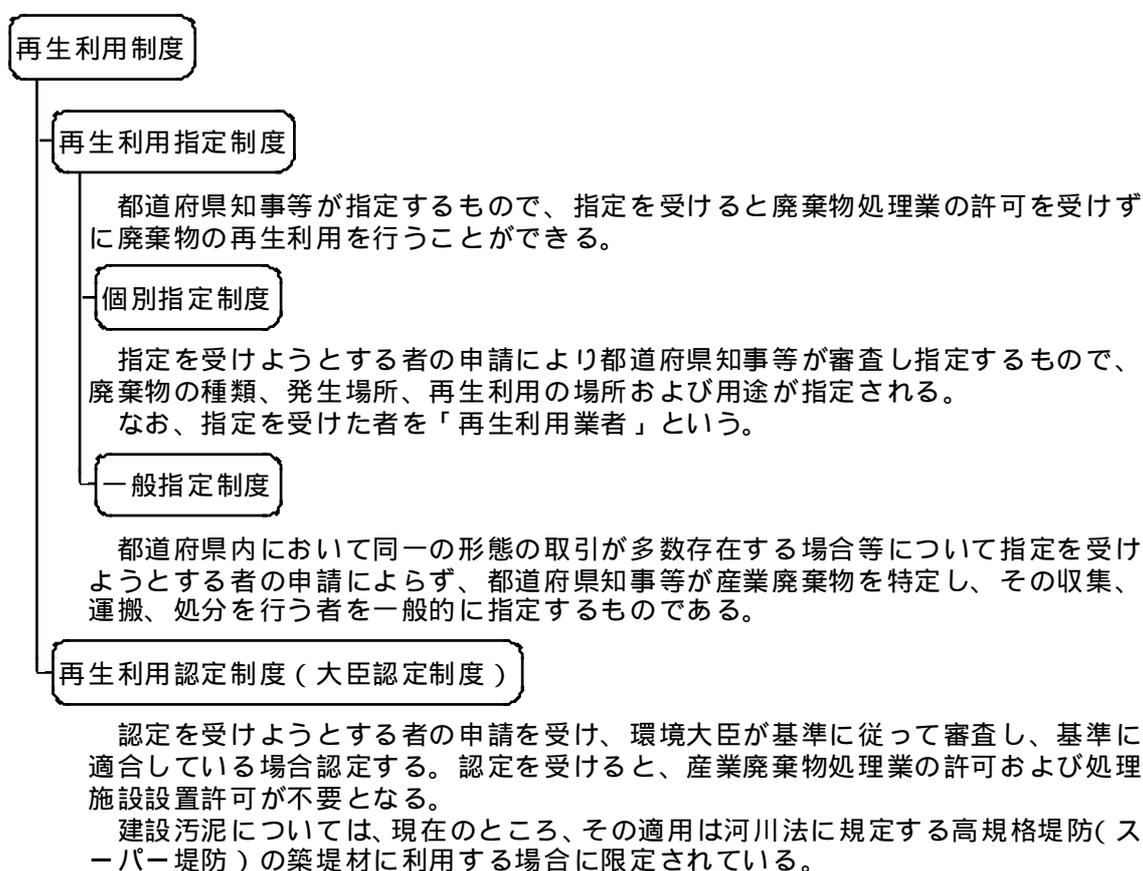
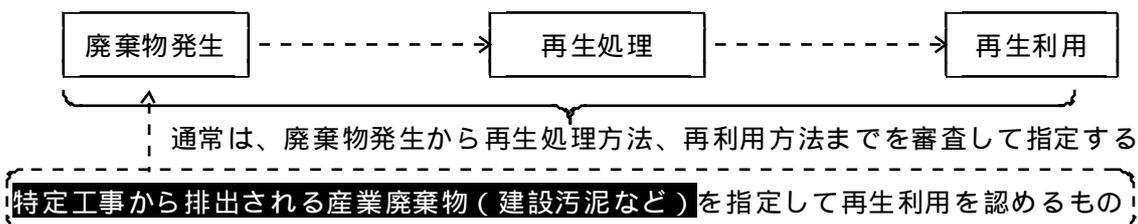


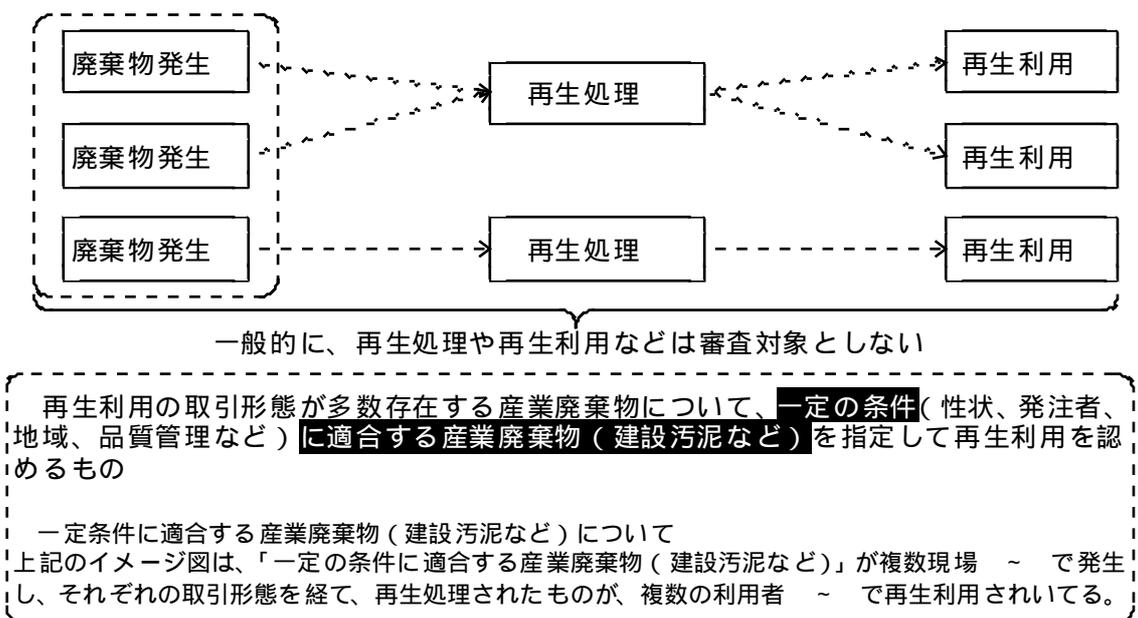
図2.4.1 「個別指定制度」及び「大臣認定制度」の位置づけ

なお、「判断指針」では、大臣認定制度および個別指定制度の適用を受けた場合、大臣認定の基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとされている。

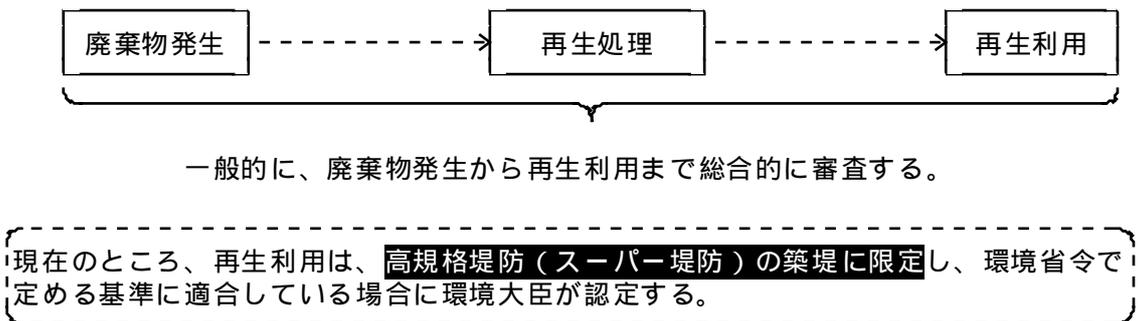
## 《個別指定のイメージ》



## 《一般指定のイメージ》



## 《大臣認定のイメージ》



## (2) 個別指定制度

「個別指定制度」は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであるが、知事または政令市長に申請し、知事または政令市長が審査の結果、必要かつ適当と判断した場合に「再生利用業者」を指定するものである。

「個別指定」を受けることによって他人の排出した建設汚泥を産業廃棄物処理業の許可を受けずに再生利用することができるようになる。ただし、一定の種類及び規模以上の再資源化施設については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要である。

### 【解説】

#### 1) 個別指定制度の形態

「個別指定制度」を活用して建設汚泥を再生資源化し利用する場合であっても、「廃棄物処理法」の収集運搬、処理基準に従って行うことが必要である。また、再資源化施設は、その種類および規模により産業廃棄物処理施設の設置許可が必要であることに留意する必要がある。産業廃棄物処理施設の設置許可取得には、期間を要する場合が多いので、企画・設計段階から発注者が都県、政令市等の環境部局に相談することが必要である。

知事または政令市長より指定を受ける「再生利用業者」には、「再生活用業者」及び「再生輸送業者」がある。再生活用（再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。）を業として行う者が「再生活用業者」に、収集または運搬を業として行う者が「再生輸送業者」として指定される。「再生利用業者」の分類を図2.4.2に示す。

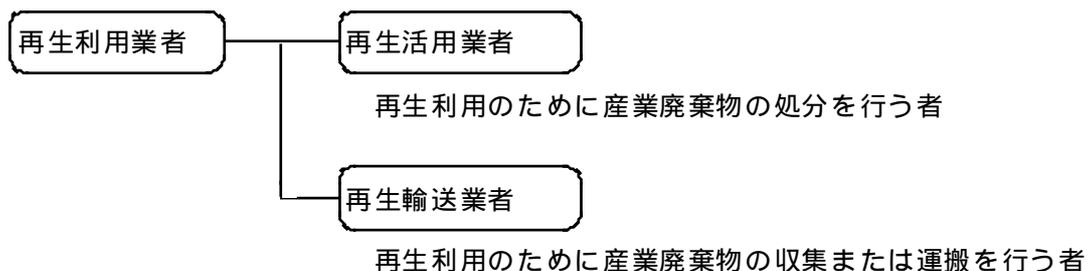


図2.4.2 「再生利用業者」の分類

「個別指定制度」による再生利用の基本的な形態を図2.4.3に示す。ただし、同図では「再生輸送業者」は示していない。

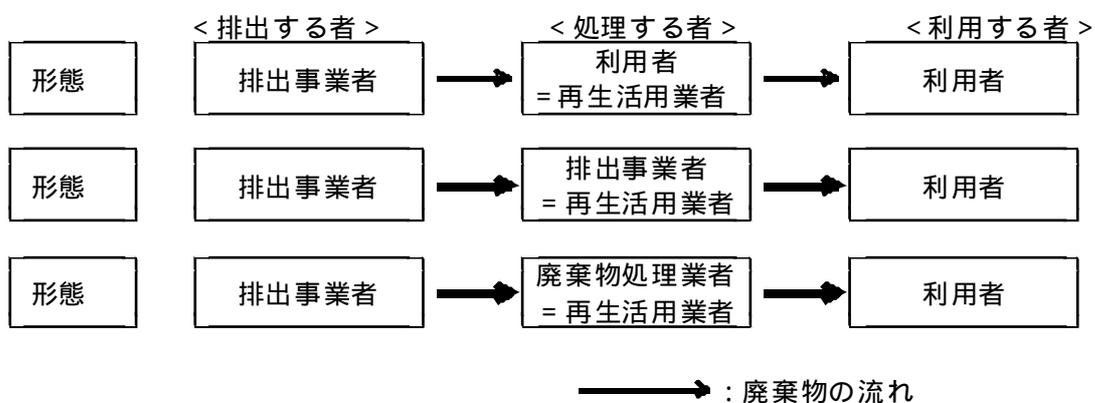


図2.4.3 「個別指定制度」による再生利用の基本的な形態

なお、関東地方の各廃棄物行政庁において、建設汚泥再生利用に関する個別指定制度を適用する際の申請者は、次のとおりである。

表 2 . 4 . 1 関東地方における建設汚泥の個別指定の申請者

廃棄物行政庁の名称	個別指定の申請者
茨城県	利用工事の元請業者
栃木県	利用工事の元請業者
宇都宮市	利用工事の元請業者
群馬県	個別相談
埼玉県	個別相談
さいたま市	個別相談
川越市	個別相談
千葉県	利用工事の発注者
千葉市	建設汚泥を処理する者
船橋市	利用工事の発注者
東京都	利用工事の発注者
神奈川県	建設汚泥を処理する者
横浜市	再生活用工事等を行う者
川崎市	個別相談
横須賀市	個別相談
相模原市	個別相談
山梨県	個別相談
長野県	収集・運搬又は中間処理を行う者
長野市	収集・運搬又は中間処理を行う者

(平成20年2月現在)

## 2) 個別指定制度の運用に当たっての考え方

環境省では、個別指定制度を活用して建設汚泥の再生利用の促進を図るため、「指定制度運用通知」を通知した。

同通知では、個別指定制度活用に向けた課題を整理し、それに基づいて「指定の範囲」、「指定を受ける者」、「指定に係る関係者の組合せ」、「再生利用が確実であることについての課題」に対する考え方を明記している。

また、同通知では、再生利用が確実であることについての確認を行うための申請様式、申請書への添付書類も示されており、これらを参考として都県等環境部局への相談を行うことが必要である。

(3) 大臣認定制度

「大臣認定制度」とは、再生利用者（発生工事元請施工者、中間処理業者または利用工事元請施工者）が環境大臣に申請し、環境大臣が環境省令（施行規則）、告示に定められた基準に従い審査し、基準に適合している場合に認定するものである。

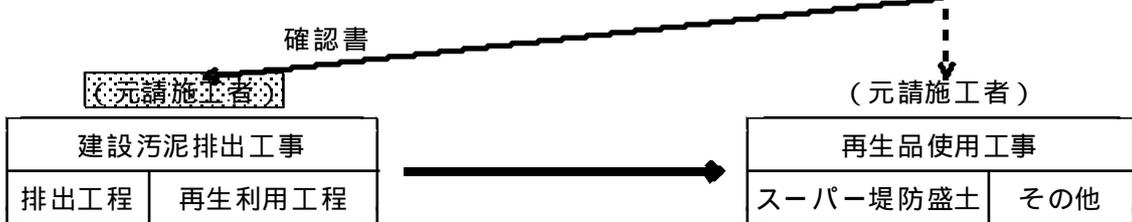
認定を受けた者は、許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分（改質行為）を業として行うことができ、また当該廃棄物処理施設を設置することができる。

【解説】

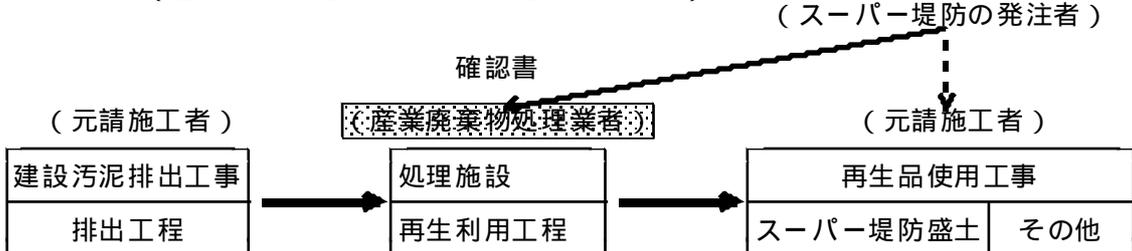
1) 大臣認定制度の形態

大臣認定制度における「再生利用」の形態は以下のとおりである。

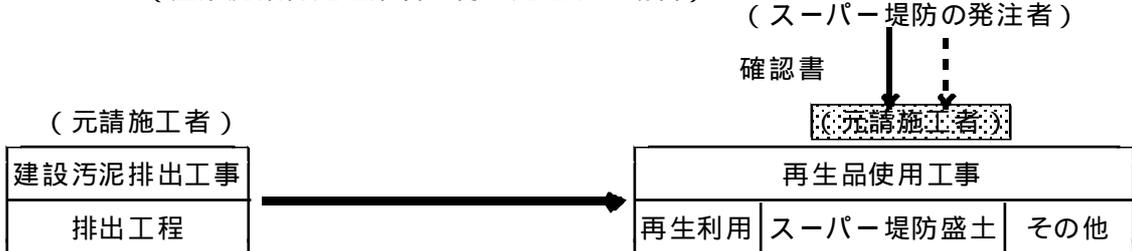
ケース 1（建設汚泥を排出する工事の元請施工者が再生処理する場合）  
（スーパー堤防の発注者）



ケース 2（産業廃棄物処理業者が再生処理する場合）



ケース 3（産業廃棄物処理業者が再生処理する場合）



凡例

- ( ) : 申請者（再生利用者）
- : 確認書
- : 物の流れ
- : 設計図書による明示等

注) 確認書とは、スーパー堤防工事発注者が申請者に交付するもの

図 2 . 4 . 4 大臣認定制度における再生利用のパターン

## 2) 大臣認定制度が適用される条件

本制度が適用される主な条件は以下のとおりである。

- ・利用場所及び用途：スーパー堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る）として用いる。
- ・有害物等：有害物の溶出基準値は、土壤環境基準と同等。ただし、試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13条）によることとなっている。
- ・強度：コーン指数が400 kN/m<sup>2</sup>以上または一軸圧縮強さが100 kN/m<sup>2</sup>以上。これは、スーパー堤防の盛土材として必要な強度として決定されたものである。

- 3.1 建設汚泥再生利用の手順
- 3.2 企画・設計段階における実施事項
  - 3.2.1 発生抑制の検討から再生利用方法の検討まで
    - (1) 建設汚泥の発生抑制の検討
    - (2) 建設汚泥の現場内利用の検討
    - (3) 再生利用方法の検討
    - (4) 工事間利用に関する企画・設計段階での実施事項等
- 3.3 工事施工段階における実施事項
  - 3.3.1 「自ら利用」を行う場合
    - (1) 施工計画段階の実施事項
    - (2) 施工段階、竣工段階の実施事項
  - 3.3.2 「個別指定」を行う場合
    - (1) 施工計画段階の実施事項
    - (2) 施工段階、竣工段階の実施事項
  - 3.3.3 「大臣認定」を行う場合
    - (1) 施工計画段階の実施事項
    - (2) 施工段階、竣工段階の実施事項
  - 3.3.4 「製品化による再生利用」を行う場合
    - (1) 施工計画段階の実施事項
    - (2) 施工段階、竣工段階の実施事項
- 3.4 個別指定の申請について
- 3.5 大臣認定の申請について
- 3.6 再資源化施設設置の申請について

### 3.1 建設汚泥再生利用の手順

建設汚泥の再生利用を促進するため、「ガイドライン」等に基づき、次の方法により再生利用を行うこととする。

発生抑制の徹底

現場内での再生利用

以外の方法による再生利用

なお、建設汚泥が発生する工事及び建設汚泥再生品を利用する工事の発注者は、工事の企画・設計から施工の各段階において、建設汚泥の発生抑制及び再生利用に積極的に取り組むとともに、それぞれの立場に応じた役割を適切に果たす必要がある。

建設汚泥の再生利用は、図1.4.1に示すフローにしたがって実施する。

### 3.2 企画・設計段階における実施事項

#### 3.2.1 発生抑制の検討から再生利用方法の検討まで

企画・設計段階において、発生工事の発注者は、建設汚泥の発生抑制を考慮した設計及び工法の選定に努める必要がある。

また、発生抑制の検討を行った後、さらに建設汚泥の発生が避けられない場合は、現場内での利用に努めることとし、場外搬出は極力行わないようにする必要がある。

一方、建設汚泥は適切な再資源化により、建設汚泥再生品として種々の用途で利用が可能である。工事を行う場合は、再資源化された建設汚泥再生品の利用を考慮した適切な設計に努めることが望ましい。

さらに、発生する建設汚泥に関して、発生工事及び利用工事の発注者は、「建設発生土情報交換システム」等を活用して再生利用のための情報の提供、収集を行った上で、総合的に検討を行い、適切な再生利用方法を決定する必要がある。

#### 【解説】

工事の企画・設計段階で建設汚泥が発生することが判明した場合、  
建設汚泥の発生抑制の検討  
発生が避けられない場合は、再生利用方法の検討  
を行うことが必要である。

##### (1) 建設汚泥の発生抑制の検討

建設汚泥対策の第一段階は、『発生抑制』である。

そのため、次のような対策が可能か検討を行うことが必要である。

- ・泥水、安定液等を使用しない工法の採用
- ・掘削断面の合理化などによる掘削土量の抑制 等

##### (2) 建設汚泥の現場内利用の検討

発生抑制の検討後、発生が避けられない場合は、建設汚泥の現場内利用に努め、場外搬出は極力行わないようにすることが必要である。

##### (3) 再生利用方法の検討

発生抑制、現場内利用を検討し、場外搬出が避けられない場合は、建設汚泥を再生利用することを検討する必要がある。

再生利用方法としては、次のものの中から総合的に判断して選択するか、あるいはこれらを組み合わせて行う。

建設汚泥処理土としての工事間利用

製品化による再生利用

その際、『リサイクル原則化ルール』を十分考慮するとともに、建設汚泥の搬出予定について『建設発生土情報交換システム』に登録した上で、同システムを活用して工事間利用を行う相手の検索などを行う。



(4) 工事間利用に関する企画・設計段階での実施事項等

再生利用方法の検討の結果、「建設汚泥処理土としての工事間利用」を行うこととした場合で都県をまたがって工事間利用を行う場合(ブロック内利用調整を行う場合)は、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局に利用調整を依頼し、利用相手工事の紹介を受ける。

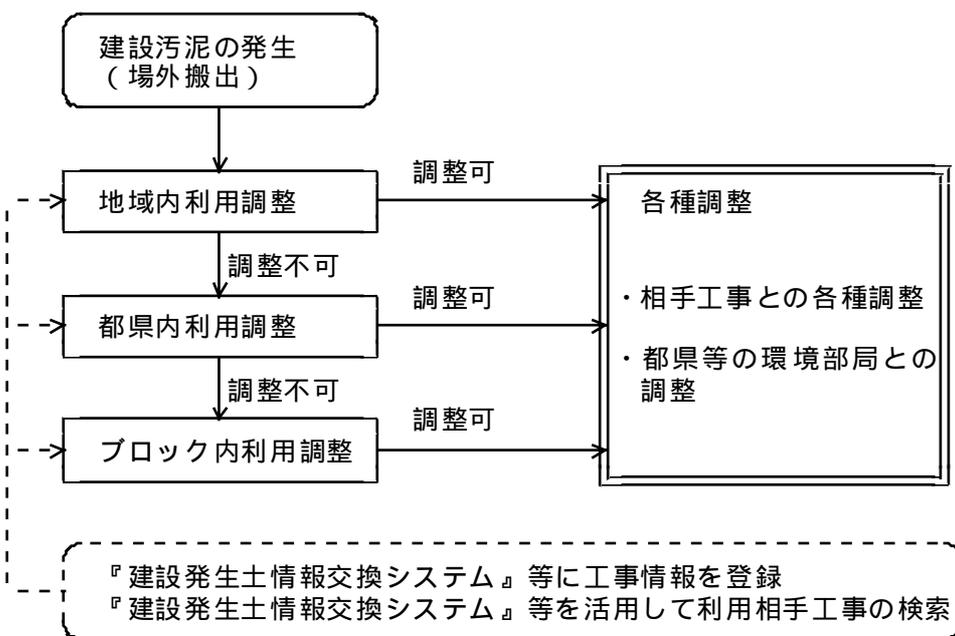


図3.2.2 工事間利用を行う場合の流れ

a. 相手工事との調整

工事間利用をスムーズに行うため、工事発注前のできるだけ早い段階から相手工事の発注者との間で、次のような受入条件について協議・調整を行う。

- ・ 搬出予定量、利用予定量
- ・ 建設汚泥処理土の品質及びその確認方法
- ・ 建設汚泥の改良方法、改良場所、改良者、保管場所
- ・ 改良および運搬に要する費用負担方法
- ・ 搬入時期 など

協議の結果、調整が完了した際は、工事発注者間でその旨を『建設汚泥の工事間利用に関する確認書』等の文書で取り交わしておく。

b. 環境部局との調整

工事間利用を行うに際して、「個別指定」「大臣認定」を行うことも想定し、都県等環境部局(個別指定の場合)または環境省(大臣認定の場合)に事前に再生利用の内容などについて確認等を行っておくことが必要である。

その際、工事間利用に関して発注者間で取り交わした『建設汚泥の工事間利用に関する確認書』等を提示して行うことが必要である。

### 3.3 工事施工段階における実施事項

#### 3.3.1 「自ら利用」を行う場合

##### (1) 施工計画段階の実施事項

施工計画段階において、発注者は、元請業者に設計図書により建設汚泥再生利用計画書を作成させ、その内容を確認する必要がある。  
元請業者は、設計図書に基づき建設汚泥再生利用計画書を作成した上で発注者の確認を受け、必要に応じて産業廃棄物処理施設設置許可の申請手続を行う。

#### 【解説】

建設汚泥の「自ら利用」を行う場合は、施工計画段階において元請業者に次の書類等を作成させ、その内容の確認を行う。

表 3.3.1 施工計画段階で元請業者に作成させる書類等（「自ら利用」の場合）

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再生利用計画書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進計画書 再生資源利用計画書	建設リサイクルガイドライン

なお、「自ら利用」の場合であっても、事前相談を求めている自治体、または、個別指定などの手続を必要としている自治体があるため、それらの区域内で施工する場合は、都県等の環境部局に確認することが必要である。（「2.2 自ら利用」参照）

また、元請業者により新たに建設汚泥の改良施設を設置して自ら利用を行う場合は、その能力等により産業廃棄物処理施設の設置許可が必要となるため、必要に応じて、元請業者に許可申請の手続きを行わせる。（「3.6 再資源化施設設置の申請について」参照）

( 2 ) 施工段階、竣工段階の実施事項

施工段階において、元請業者は、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われるよう施工管理を行う。また、発注者は、これを把握する必要がある。

なお、発注者は処理土の品質を証明する資料及び再生利用の結果に関する資料の確認を行う。

【解説】

発注者は施工段階では、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われているか把握する。

また、竣工段階では、元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

なお、「自ら利用」の場合であっても、実績等の提出を求めている自治体もあるため、これらに該当する場合は、実績等の提出を行う。（「2.2 自ら利用」参照）

表 3.3.2 竣工計画段階で元請業者に作成させる書類等（「自ら利用」の場合）

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再資源化等実績書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進実施書 再生資源利用実施書	建設リサイクルガイドライン

なお、「自ら利用」を活用した工事間利用の場合は、元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3.3.3 竣工段階で元請業者に作成させる書類等  
（「自ら利用」により工事間利用を行う場合）

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再資源化等実績書 建設汚泥リサイクル伝票（運搬に際して マニフェストが不要な場合）	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進実施書 再生資源利用実施書	建設リサイクルガイドライン
産業廃棄物マニフェスト（改質前の建設 汚泥の運搬を他者に委託する場合）	廃棄物処理法

### 3.3.2 「個別指定」を行う場合

#### (1) 施工計画段階の実施事項

施工計画段階において、発生工事の発注者は、元請業者に設計図書により建設汚泥再生利用計画書を作成させるとともに、その内容を確認する必要がある。

発生工事の元請業者は、設計図書に基づき建設汚泥再生利用計画書を作成した上で発生工事、利用工事の双方の発注者の確認を受ける。また、必要に応じて個別指定の申請や産業廃棄物処理施設設置許可の申請手続を行う。

#### 【解説】

「個別指定」により建設汚泥の工事間利用を行う場合は、施工計画段階において元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3.3.4 施工計画段階で元請業者に作成させる書類等  
(「個別指定」により工事間利用を行う場合)

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再生利用計画書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進計画書 再生資源利用計画書	建設リサイクルガイドライン

#### 1) 「個別指定」の申請における実施事項

個別指定の申請は、指定を受けようとする者(工事の元請業者、工事の発注者、中間処理業者など)が都県等の環境部局に相談を行った上で申請手続を行う。

申請は、各都県等で定めている要綱等に基づいて行うことが必要である。(「3.4 個別指定の申請について」参照)

( 2 ) 施工段階、竣工段階の実施事項

施工段階において、発生工事及び利用工事の元請業者は、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われるよう施工管理を行う。また、発生工事及び利用工事の発注者は、これを把握する必要がある。

なお、発生工事及び利用工事の発注者は処理士の品質を証明する資料及び再生利用の結果に関する資料の確認を行う。

【解説】

施工段階では、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われているか把握する。

また、竣工段階では、元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3 . 3 . 5 竣工段階で元請業者に作成させる書類等  
(「個別指定」により工事間利用を行う場合)

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再資源化等実績書 建設汚泥リサイクル伝票	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進実施書 再生資源利用実施書	建設リサイクルガイドライン

### 3.3.3 「大臣認定」を行う場合

#### (1) 施工計画段階の実施事項

施工計画段階において、発生工事の発注者は、元請業者に設計図書により建設汚泥再生利用計画書を作成させるとともに、その内容を確認する必要がある。  
元請業者は、設計図書に基づき、建設汚泥再生利用計画書を作成した上で発生工事、利用工事の双方の発注者の確認を受ける。また、必要に応じて大臣認定の申請を行う。

#### 【解説】

「大臣認定」により建設汚泥の工事間利用を行う場合は、施工計画段階において元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3.3.6 施工計画段階で元請業者に作成させる書類等  
(「大臣認定」により工事間利用を行う場合)

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再生利用計画書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進計画書 再生資源利用計画書	建設リサイクルガイドライン

また、「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」の写しを元請業者に提供するなど、大臣認定の申請に協力することも必要である。

#### 1) 「大臣認定」の申請における実施事項

大臣認定の申請は、認定を受けようとする者（通常は工事の元請業者）が環境省の担当部局と相談を行った上で申請手続きを行う。（「3.6 大臣認定の申請について」を参照）

申請は、「再生利用認定制度申請の手引」に基づいて行うことが必要である。（「3.5 大臣認定の申請について」参照）

( 2 ) 施工段階、竣工段階の実施事項

施工段階において、発生工事及び利用工事の元請業者は、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われるよう施工管理を行う。また、発注者は、これを把握する必要がある。

なお、発生工事及び利用工事の発注者は処理士の品質を証明する資料及び再生利用の結果に関する資料の確認を行う。

【解説】

施工段階では、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われているか把握する。

また、竣工段階では、元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3 . 3 . 7 竣工段階で元請業者に作成させる書類等  
(「大臣認定」により工事間利用を行う場合)

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再資源化等実績書 建設汚泥リサイクル伝票	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進実施書 再生資源利用実施書	建設リサイクルガイドライン

### 3.3.4 「製品化による再生利用」を行う場合

#### (1) 施工計画段階の実施事項

施工計画段階において、発注者の発注者は、元請業者に設計図書により再生資源利用促進計画書の作成を指示し、その内容を確認する必要がある。  
元請業者は、設計図書に基づき再生資源利用促進計画書を作成した上で発注者に提出する。

#### 【解説】

「製品化」により建設汚泥の工事間利用を行う場合は、施工計画段階において元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3.3.8 施工計画段階で元請業者に作成させる書類等  
（「製品化」による再生利用を行う場合）

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再生利用計画書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進計画書 再生資源利用計画書	建設リサイクルガイドライン

#### (2) 施工段階、竣工段階の実施事項

施工段階において、元請業者は、建設汚泥の再資源化施設への運搬が適正かつ的確に行われるよう施工管理を行う。また、発注者は、これを把握する必要がある。

#### 【解説】

施工段階では、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われているか把握する。

また、竣工段階では、元請業者に次の書類等を作成させ、その内容等の確認を行う。

表 3.3.9 竣工段階で元請業者に作成させる書類等  
（「製品化」による再生利用を行う場合）

書類等名称	根拠通知等
建設汚泥再資源化等実績書	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
再生資源利用促進実施書 再生資源利用実施書	建設リサイクルガイドライン
産業廃棄物マニフェスト	廃棄物処理法

### 3.4 個別指定の申請について

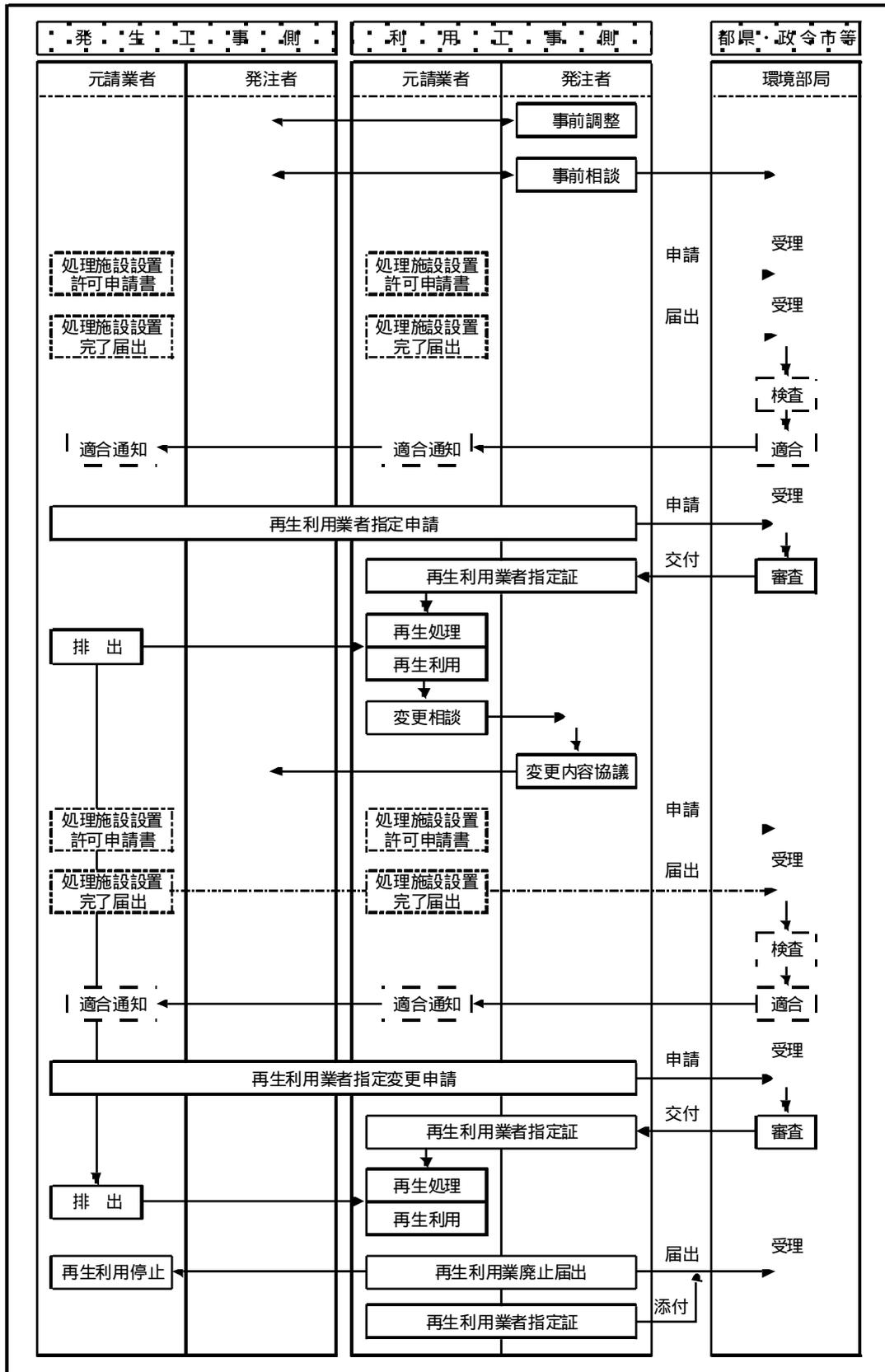
「個別指定制度」は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであるが、再生利用しようとする者の申請を受けて知事または政令市長が条件を満たす者を「再生利用業者」として指定するものである。

なお、「個別指定制度」では、「再生利用業者」として「再生活用業者」、「再生輸送業者」に分類し、廃棄物の種類、発生場所及び利用場所と用途が指定される。

#### 【解説】

個別指定の申請においては、各廃棄物行政庁が制定している運営要項等に基づいて申請することが必要である。

なお、個別指定の申請手続の流れの参考例を図3.4.1に示す。



凡例：丸付き数字：個別指定の申請において必要な行為  
 □：個別指定の申請における手続等  
 ○：申請等の行為を示す  
 △：個別指定に付随して必要な手続等

図 3 . 4 . 1 個別指定制度の申請手続の流れの参考例

### 3.5 大臣認定の申請について

大臣認定制度とは、再生利用者（発注工事元請業者、中間処理業者または利用工事元請業者）が環境大臣に申請し、環境大臣が環境省令（施行規則）告示に定められた基準に従い審査し、基準に適合している場合に認定するものである。

認定を受けた者は、許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分（改質行為）を業として行うことができ、また当該廃棄物処理施設を設置することができる。

#### 【解説】

大臣認定の申請は、「再生利用認定制度申請の手引き」（廃棄物処理法第9条の8及び第15条の4の2に基づく廃棄物の再生利用に係る特例制度の申請要領）に基づいて行う必要がある。

同手引きによると、「申請に当たっては、環境省担当者との連絡を取り、必要に応じて事前相談を行った上で」申請書を提出することとされている。

なお、建設汚泥の大臣認定の申請手続きフローは、次に示すとおりである。

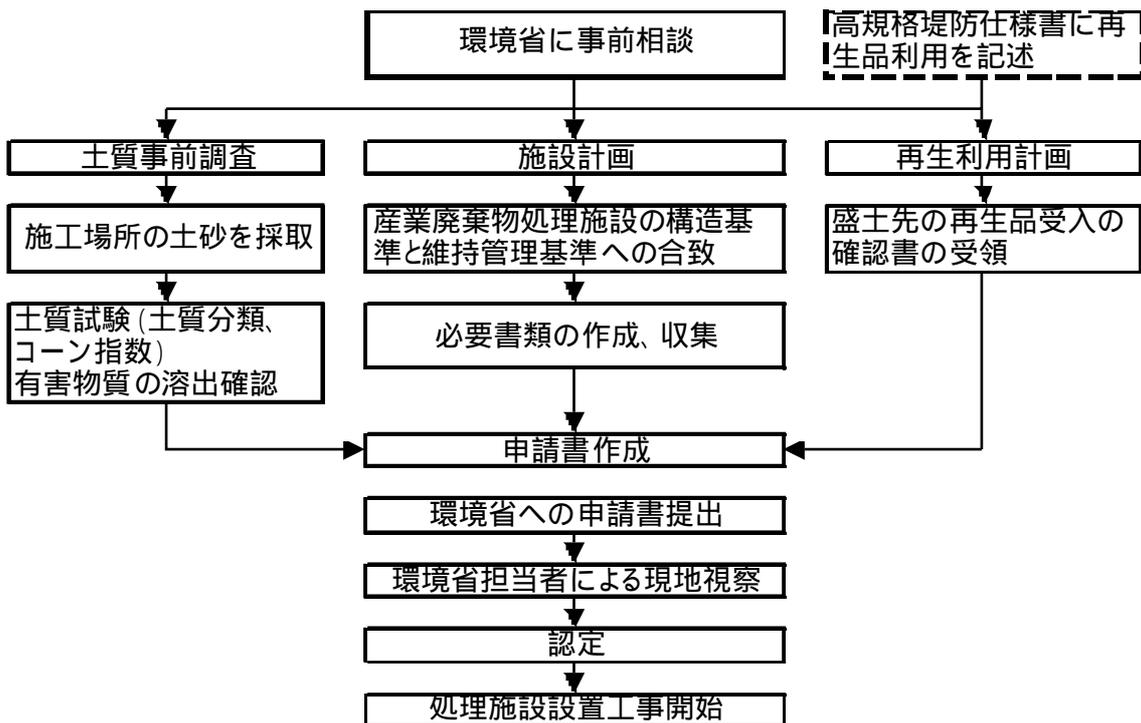


図 3.5.1 大臣認定の手続フロー

### 3.6 再資源化施設設置の申請について

建設汚泥の再資源化施設は、「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な場合がある。一定の種類及び規模以上の再資源化施設を設置しようとする者は、「廃棄物処理法」に基づき知事または政令市長の許可を受けなければならない。

#### 【解説】

建設汚泥を再資源化する施設のうち、次に該当するものは、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）として都県または政令市長等の施設設置許可が必要となる。（廃棄物処理法第15条第1項 同施行令第7条）

- ・ 汚泥の脱水施設：処理能力が10m<sup>3</sup>/日を超えるもの
- ・ 汚泥の乾燥施設：処理能力が10m<sup>3</sup>/日（天日乾燥は100m<sup>3</sup>/日）を超えるもの

- 注1) 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量である。
- 2) 1日当たりの処理能力とは、産業廃棄物処理施設が24時間稼働の場合にあつては、24時間の定格標準能力を意味し、それ以外の場合は実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

ただし、上記の示す能力を超えない（許可規模以下）の施設であっても、以下に示す都県等においては、それぞれの要綱等により届出等が必要となる場合があるため、都県等の環境部局と協議し、その指示に従わなければならない。また、施設の設置については、水質汚濁防止法、下水道法などの関連法令に基づく自治体の環境部局の指導に従い、必要な届出などを行わなければならない。

表3.6.1 廃棄物処理法の施設設置許可規模以下の汚泥処理施設の設置に際しても届出等の手続きが必要な自治体とその内容等

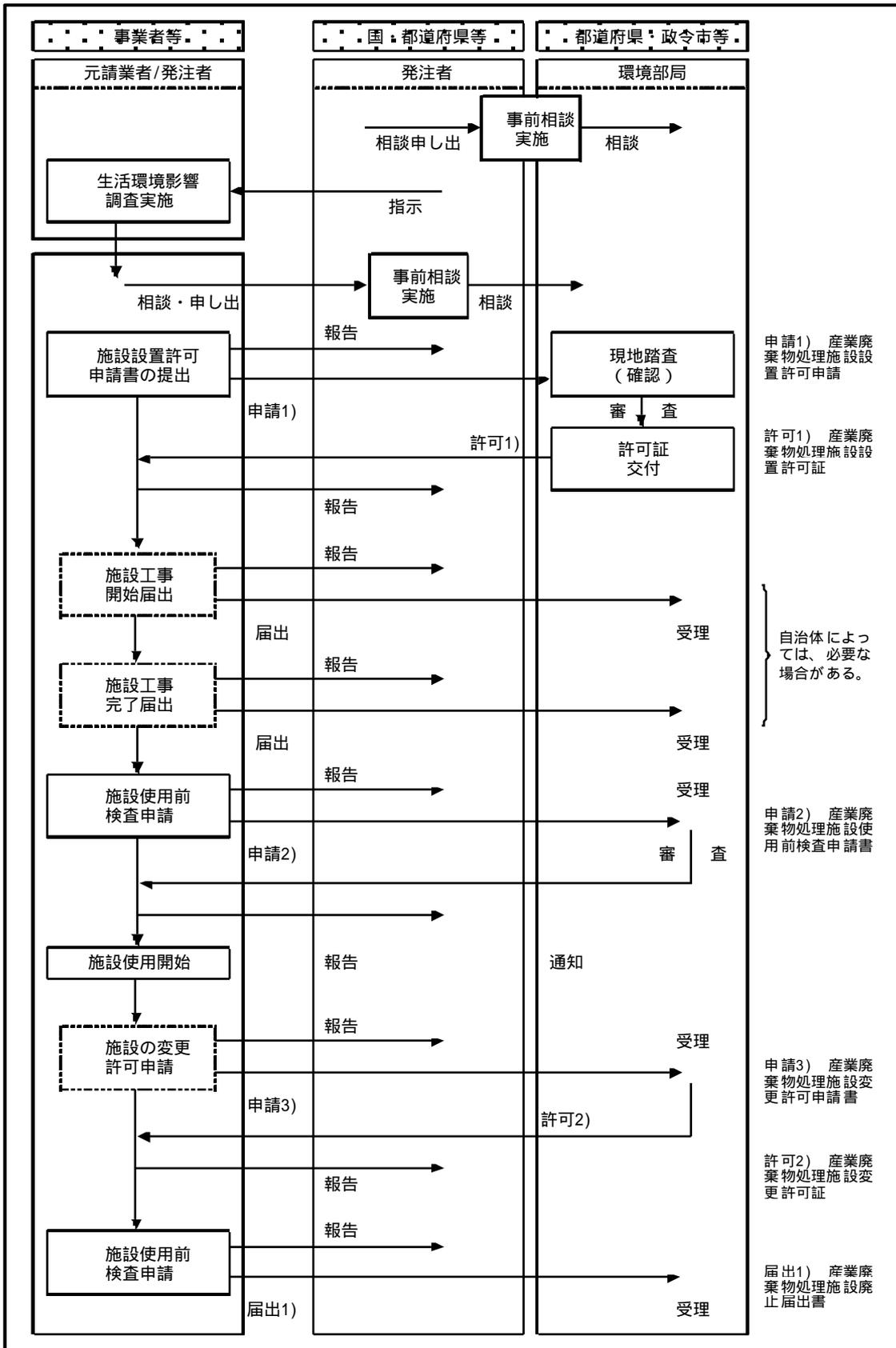
廃棄物行政庁	要綱等名称及び内容	必要手続
茨城県	茨城県廃棄物処理の適正化に関する条例 ・ 産業廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合	許可
栃木県	栃木県廃棄物処理に関する指導要綱 ・ 産業廃棄物処理施設を設置する場合	事前協議
宇都宮市	宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱 ・ 産業廃棄物処理施設を設置する場合	事前協議
千葉市	千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 ・ 産業廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合 ・ 排出事業者が事業活動を行っている場所以外に5t/日以上処理施設を設置する場合	届出
船橋市	船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 ・ 設置する場所などの条件により対象となる	届出
横浜市	横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱 ・ 産業廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合	事業計画の提出協議

産業廃棄物処理施設の設置申請手続きの流れの参考例を図 3.6.1 に示す。

なお、平成 17 年 3 月 25 日に規制改革の一環として発出された「『規制改革・民間解放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）』において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環境省環廃産発第 050325002 号）では、脱水後の排水が水処理施設に還流されるなど次の（1）から（3）に掲げる要件を全て満たす汚泥の脱水施設については、都道府県等の判断により産業廃棄物処理施設設置許可の対象外とすることが可能であるとされているところである。

産業廃棄物処理施設に該当しないとすることが可能な汚泥の脱水施設

- （1）当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
- （2）脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
- （3）当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。



: 行為を示す

図 3 . 6 . 1 産業廃棄物処理施設設置の申請手続の流れの参考例

#### 4 . 1 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

# 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、国土交通省所管の直轄事業に適用する。

なお、その他の事業においても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待している。

ただし、環境基本法に基づく土壤環境基準または土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

## 3. 定義

### ①建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

### ②建設汚泥再生品

建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。

### ③建設汚泥処理土

建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの

## 4. 基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

## 5. 具体的実施方針

### (1) 発生抑制の徹底

建設汚泥の発生が見込まれる工事については、設計、施工等に当たり、泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等により、建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

### (2) 再生利用の促進

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用を図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。（取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6. (1) および (2) も参照すること。）

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月3日国土交通事務次官通知）」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる（民間公益企業等）こと
- ・再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること

- ・当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
  - ・受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと
- といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

### (3) 適正処理の推進

上記(2)によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

### (4) 建設汚泥再生品の利用促進

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

また、建設汚泥処理土の利用に当たっては、処理土が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設計図書に明確に示すこと。さらに、当該処理土が設計図書に規定したこれらの基準等を満足していることについて利用側

工事の発注者が確認するとともに、利用用途に応じた適正な施工管理を行うこと。

## 6. 再生利用に当たっての手続き等

産業廃棄物たる建設汚泥を再生利用しようとする際には、「自ら利用」「有償譲渡<sup>(注)</sup>」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要があるが、建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」を基本とすること。

(注) 再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。

### (1) 自ら利用について

発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合並びに排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合には、「自ら利用」の方策によることができるとされており、自ら利用には図-1に示す3つのケースがある。

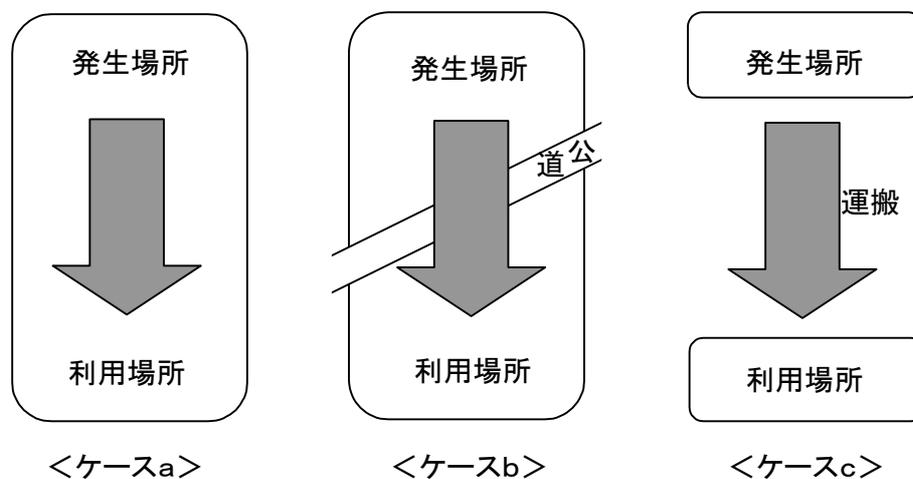


図-1 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提示すること。

ただし、一部の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」等の手続きを必要としているところがあるため、必ず都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。

なお、自ら利用であっても、例えばケースcにおいて産業廃棄物たる建設汚泥を利用場所等に運搬する際、その運搬を他者に委託する場合には廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者の許可を有する収集・運搬業者に委託しなければならないこととされているので留意すること。

また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知）」（以下、「判断指針」という。）によれば、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされているところである。

## （2）再生利用制度の活用について

再生利用制度には、①環境大臣による認定（大臣認定制度）、②都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、③都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）、の3種類があるとされている。

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

### ①大臣認定制度について

大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置

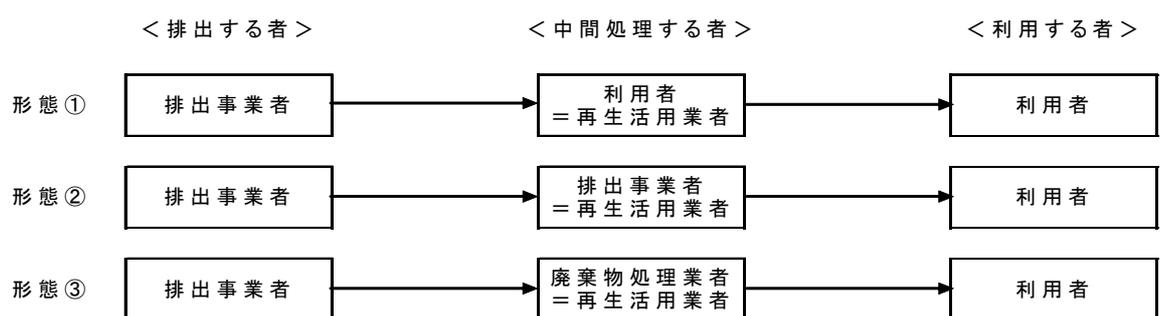
の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる」こととした制度である。

本通知時点において、建設汚泥を「高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）」として再生利用する場合には、本制度の対象になり得るとされている。この認定を受けようとする場合には、当該築造材を製造する者が申請を行うこととされているが、できる限り早期に認定が受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から環境省担当部局に事前相談を行うように努めるとともに、排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

## ②個別指定制度について

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図－2に示す3つのケースが一般的とされている。



図－2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図－2のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受

ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態①や③の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態③の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5. (2) で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

### (3) 有償譲渡について

有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

## 7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト（電子マニフェストを含む）を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

さらに、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

## 8. 関係者の責務と役割

### (1) 発注者の責務と役割

建設汚泥の発生の抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努めること。

発注に当たっては、元請業者に対して適正な費用を負担するとともに、発生した建設汚泥の現場内利用・工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項を設計図書に示し、工事実施に当たっての明確な指示を行うこと。また、元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する代替案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めること。

## (2) 元請業者の責務と役割

設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取り組みに努めること。

産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には適正な処理業者との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に取り組むこと。

## 4 . 2 建設汚泥の再生利用に関する実施要領

## 建設汚泥の再生利用に関する実施要領

### 1. 特記仕様書への記載について

ガイドラインの対象となる建設工事においては、発注者は元請業者に対し、ガイドラインおよび本実施要領の遵守を特記仕様書にて指示すること。

また、設計段階から建設汚泥の再生利用を推進するため、発注者は設計業務受注者に対しガイドラインの趣旨に配慮した設計を行う旨を設計業務の特記仕様書に規定すること。

### 2. 関係通知類等の遵守について

産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守すること。

- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）
- ・建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日、国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）
- ・リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）
- ・建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事实施要領【土木】（平成14年5月30日、国官技第44号、国官総第127号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事实施要領【営繕】（平成14年5月30日、国営計第28号）
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環廃産発第050725002号）

### 3. 各種提出様式について

ガイドライン5(2)に定める「工事間利用調整が完了した旨の文書」については、様式1により作成すること。

ガイドライン6(1)に定める「自ら利用を行う場合の利用計画書」については、様式2により元請業者に作成させること。また、「実施状況の記録」についても、同様の様式により作成させること。

ガイドライン7に定める「自ら利用、再生利用制度の活用における伝票」については、様式3により元請業者に作成させること。なお、具体的な交付手続きについては、「4. 伝票の作成について」によること。

ガイドライン7に定める「発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類」については、様式4により元請業者に作成させること。

### 4. 伝票の作成について

ガイドライン7に定める伝票については、以下の順序により引き渡し等を行うよう関係する者への協力を元請業者に求めさせること。なお、記載事項を確認した場合において修正すべき事項がある場合には、赤字見え消しにて行うこと。また、中間処理施設を経由しない場合には、3)および4)は省略する。

- 1) 排出側工事の元請業者は伝票の各事項を記入した上で、担当者が確認印を押す(サインでも構わない。以下同様。 )。
- 2) 収集運搬業者に建設汚泥を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認した上で、運搬担当者欄に収集運搬担当者の確認印を押す。  
なお、排出側工事の元請業者は収集運搬担当者の確認印が押されたものの写しを取り、最終的な搬出先から全ての確認印が押された伝票が返送される時点まで保管する。
- 3) 中間処理施設担当者は、収集運搬業者から引き受ける際に、お互いに記載事項を確認した上で、搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 4) 中間処理施設担当者は、最終的な搬出先へ運搬する場合には当該伝票を併せて送付する。
- 5) 最終的な搬出先の担当者は、関係する伝票に記載された建設汚泥または建設汚泥再生品の合計数量と受け取った数量とを照合し、これが合致することを確認した上で、最終搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 6) 最終搬出先担当者は、当該伝票全てを排出側工事の元請業者に返送する。
- 7) 排出側工事の元請業者は当該伝票を保管し、工事完了時にこれを発注者に提示する。

(様式1) <<記載例>>

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成18年〇月〇日

甲 △△地方整備局●×事務所長 印

乙 △△地方整備局×△事務所長 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名	□■雨水幹線築造工事	
	工事場所	〇〇県△△市□□-□□	
	工事概要	延長■□m、管径○●mm 開削・推進工法	
	担 当 者	部課係名	△△地方整備局●×事務所××課
	担当者名	国土 太郎	
	連絡先	TEL : (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail : ***@***.mlit.go.jp	
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名	〇〇川堤防工事	
	工事場所	〇〇県▲▲市■-■	
	工事概要	幅〇m、延長△m、面積□ha	
	担 当 者	部課係名	△△地方整備局×△事務所〇〇課
	担当者名	交通 次郎	
	連絡先	TEL : (●●) ●●●-●●●● E-mail : ****@***.mlit.go.jp	
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	◇◆ m <sup>3</sup> (t)
		利用予定量	◆◇ m <sup>3</sup> (t)
	排出予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月	
	利用予定時期	平成18年●〇月 ~ 平成△▲年▲△月	
	利用用途	〇〇川堤防用築堤材	
	処理土の品質	第☆種改良土	

※工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に関係する分のみである

(様式2) <<記載例1>>

同一現場内での例

建設汚泥再生利用計画書 (自ら利用)

作成日 平成18年×月△日

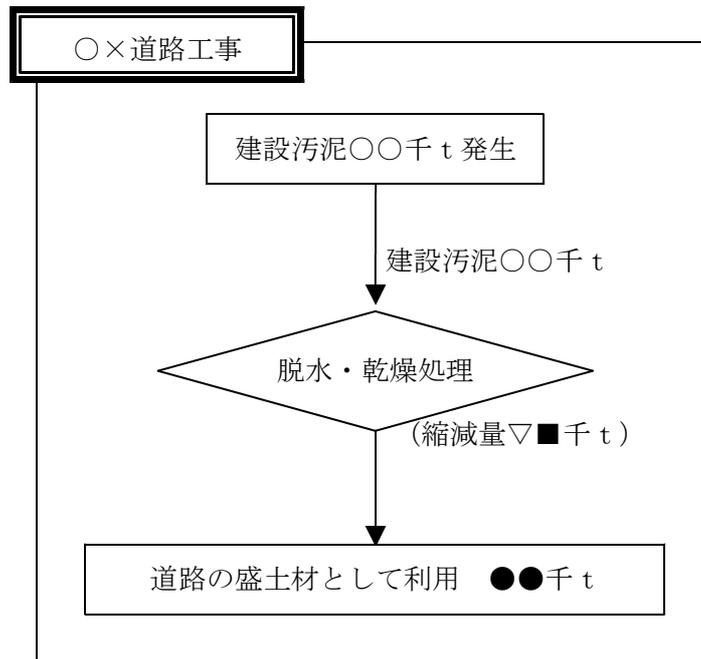
排出事業者	会社名	株式会社○×建設		
	所在地	○○県○△市□□-□□		
	担当	部課係名	△△部××課	
		担当者名	建設 太郎	
連絡先		TEL : (◇◇) ◇◆◇-◇◆◇◆		
発生工事	工事件名	○×道路工事		
	工事場所	××県△△市○○-○○		
	工事概要	総延長○m (土工部△m、橋梁部×m)		
	発注機関名	×●地方整備局□△事務所		
	発生予定量	○○千	m <sup>3</sup>	t
	発生予定時期	平成18年○○月 ~ 平成▲▲年△△月		
利用工事	工事件名	同上		
	工事場所	同上		
	工事概要	同上		
	発注機関名	同上		
	利用予定量	●●千	m <sup>3</sup>	t
	利用予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月		
	利用用途	道路の盛土材		
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：現場内 処理方法：脱水・乾燥		
	再生品の品質	第★種改良土		
	収集運搬の委託先			

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式 2 フロー図) <<記載例 1 >>



(様式2) 《記載例2》

他現場での利用例

建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）

作成日 平成18年×月△日

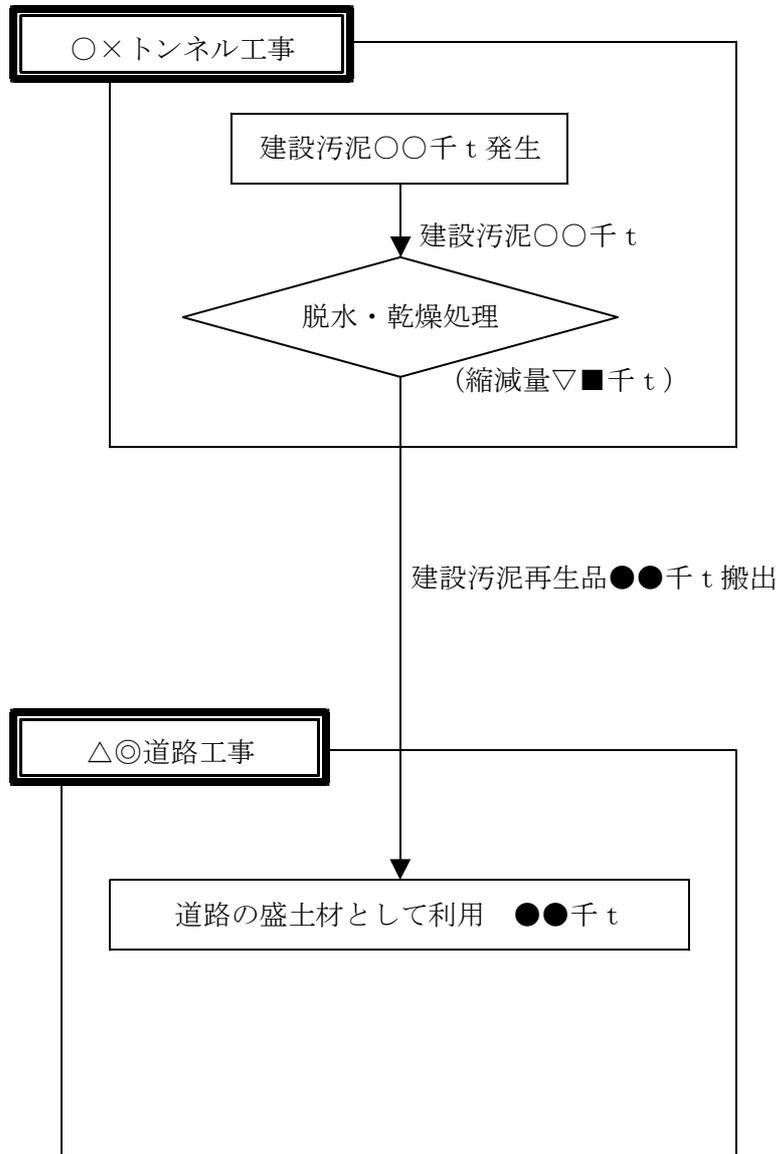
排出事業者	会社名	株式会社○×建設
	所在地	○○県○△市□□-□□
	担部課係名	△△部××課
	担当者名	建設 太郎
者	連絡先	TEL : (◇◇) ◇◆◇-◇◆◇◆
発生工事	工事件名	○×トンネル工事
	工事場所	□□県△△市○○-○○
	工事概要	総延長○m、仕上がり断面積□m <sup>2</sup> (R=■m)
	発注機関名	×●地方整備局□△事務所
	発生予定量	○○千 m <sup>3</sup> (t)
	発生予定時期	平成18年○○月 ~ 平成▲▲年△△月
利用工事	工事件名	△◎道路工事
	工事場所	□□県××市△△-○○
	工事概要	総延長○m (土工部△m、橋梁部×m)
	発注機関名	□□県★×事務所
	利用予定量	●●千 m <sup>3</sup> (t)
	利用予定時期	平成18年●●月 ~ 平成△△年▲▲月
	利用用途	道路の盛土材
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：搬出側工事現場内 処理方法：脱水・乾燥
	再生品の品質	第★種改良土
	収集運搬の委託先	

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式 2 フロー図) 《記載例 2》



(様式3) <<記載例1>>

中間処理施設を経ない例

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No. 〇〇

発 生 側 工 事	工事件名	〇〇道路整備工事		
	工事場所	×〇県〇×市△□-▽□		
	請負社名	株式会社▽△建設		
	所在地	×◎県△■市〇〇-●●		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL:(××) ●〇●-■□■□		
運搬数量・性状		×〇 m <sup>3</sup> t	処理前	処理後
運 搬 者	会社名	×●運送株式会社		
	所在地	×〇県●◎市▲△-△▲		
	連絡先	TEL:(☆☆) 〇□●-×□◎★		
	車両番号,車種	車両番号:◎◎ □□-△▲ 車種:10tダンプ		
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名	/		
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	担当者名			
中間処理方法	脱水処理			
再生品品質	第●種改良土			
再生品数量	×〇 m <sup>3</sup> t			
最 終 搬 出 先	施設等名	□△道路整備工事		
	施設場所	×〇県△〇市□×-□▼		
	会社名	株式会社◎●建設		
	所在地	×〇県〇▽市△〇-×□		
	連絡先	TEL:(●×) □●□-■〇×■		
	担当者名	利用 三郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎	/	利用三郎
日付	H18. ×. △	H18. 〇. ▼	/	H18. □. ◎

(様式3) 《記載例2》

中間処理施設を経由する例

建設汚泥リサイクル伝票

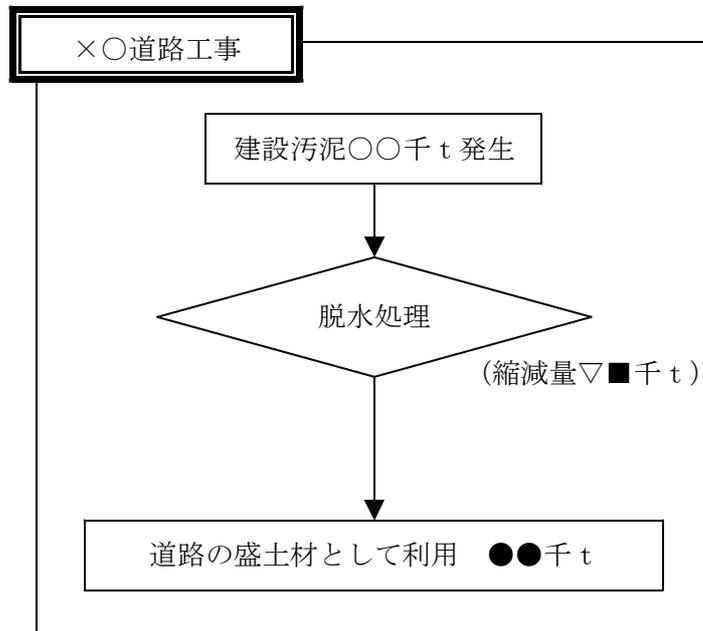
伝票No. 〇〇

発 生 側 工 事	工事件名	○×道路整備工事 (●●工区)		
	工事場所	▼○県◎□市△×-●□		
	請負社名	株式会社●△建設		
	所在地	■×県△◎市○●-●○		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL : (△○) ×○●-■☆■★		
運搬数量・性状		×○ m <sup>3</sup> (t)	(処理前)	処理後
運 搬 者	会社名	×●運送株式会社		
	所在地	▼○県●◎市▲△-△▲		
	連絡先	TEL : (☆☆) ○□●-×□◎★		
	車両番号, 車種	車両番号 : ◎◎ □□-△▲ 車種 : 4tバキューム車		
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名	○△リサイクルセンター		
	施設場所	▼○県△■市○○-●●		
	会社名	株式会社▽△資源		
	所在地	▼○県△■市○○-●●		
	連絡先	TEL : (××) ●○●-■□■□		
	担当者名	処理 三郎		
中間処理方法		高度脱水処理		
再生品品質		第●種改良土		
再生品数量		○○ (m <sup>3</sup> ) t		
最 終 搬 出 先	施設等名	×○道路整備工事 (□○工区)		
	施設場所	▼○県△○市□×-□▼		
	会社名	株式会社××建設		
	所在地	×○県●■市○★-×●		
	連絡先	TEL : (□◎) ○●★-■××●		
	担当者名	利用 四郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎	処理三郎	利用四郎
日付	H18. ×. △	H18. ○. ▼	H18. ●. ▽	H18. □. ◎



(様式 4 フロー図) ≪記載例 1≫



(様式4) <<記載例2>>

一部を他現場で自ら利用した場合（中間処理施設は経由せず）  
建設汚泥再資源化等実績書

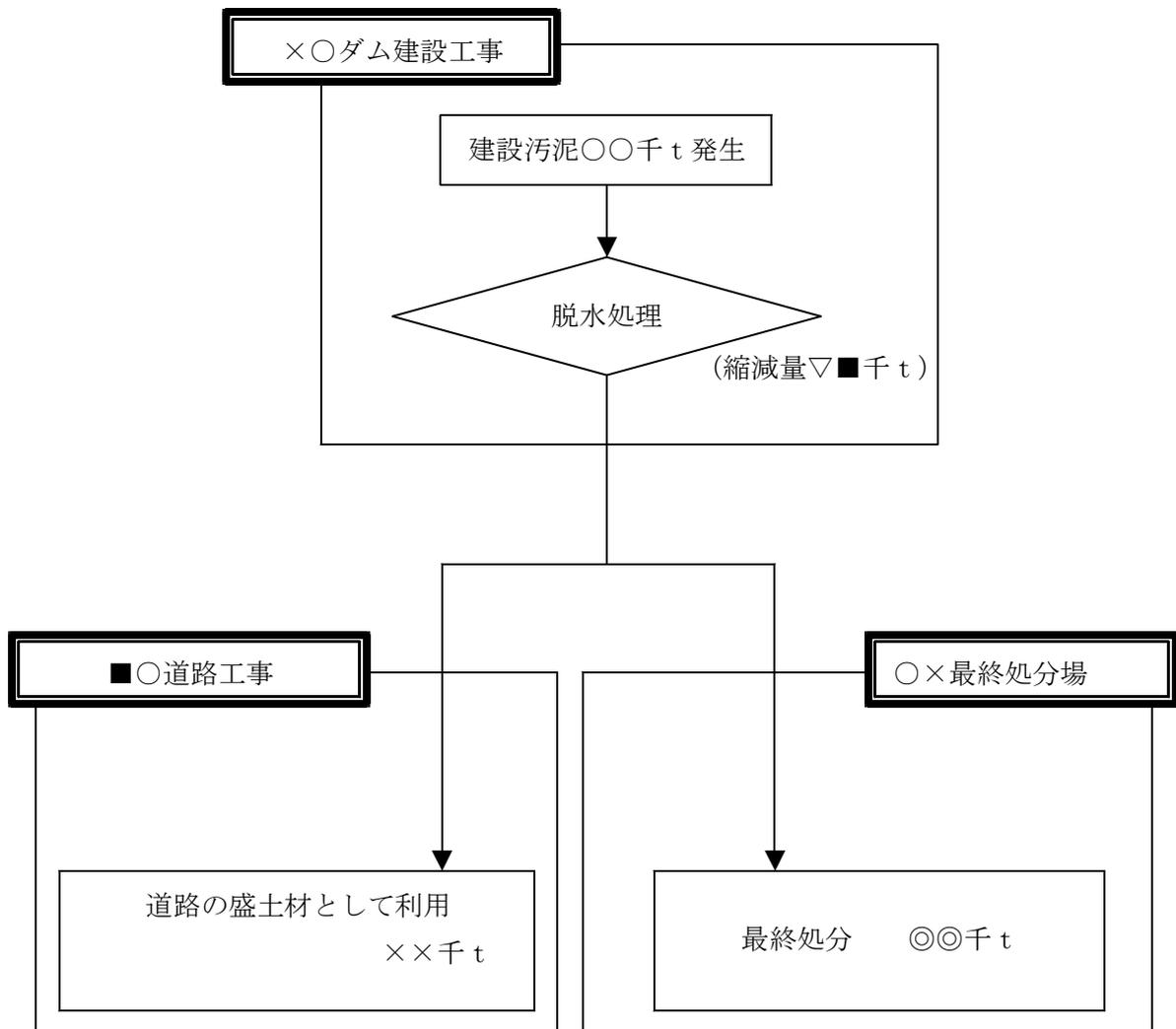
排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社■◇建設	工事件名	×○ダム建設工事
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○
部課係名	△○部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所
連絡先	(○×) ×●□-●▽●■	発生量、発生時期	発生量：○○千 m <sup>3</sup> (t) 発生時期：平成18年●○月 ～ 平成▲△年△▲月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	同上	担当者名	
中間処理方法	脱水処理	連絡先	
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称	■○道路工事	名称	○×最終処分場
所在地	△△県○▽市◎×-□◆	所在地	■■県××市○○-○○
利用用途・品質	用途：道路の盛土材 品質：第★種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	××千 m <sup>3</sup> (t)	搬出量	◎◎千 m <sup>3</sup> (t)
会社名	株式会社■◇建設	会社名	株式会社○▼
担当者名	最終 太郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	(○△) ×○■-○◇×◎	連絡先	(○●) ○●○-●○○○
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m <sup>3</sup> t	搬出量	m <sup>3</sup> t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式 4 フロー図) <<記載例 2 >>



建設汚泥再資源化等実績書

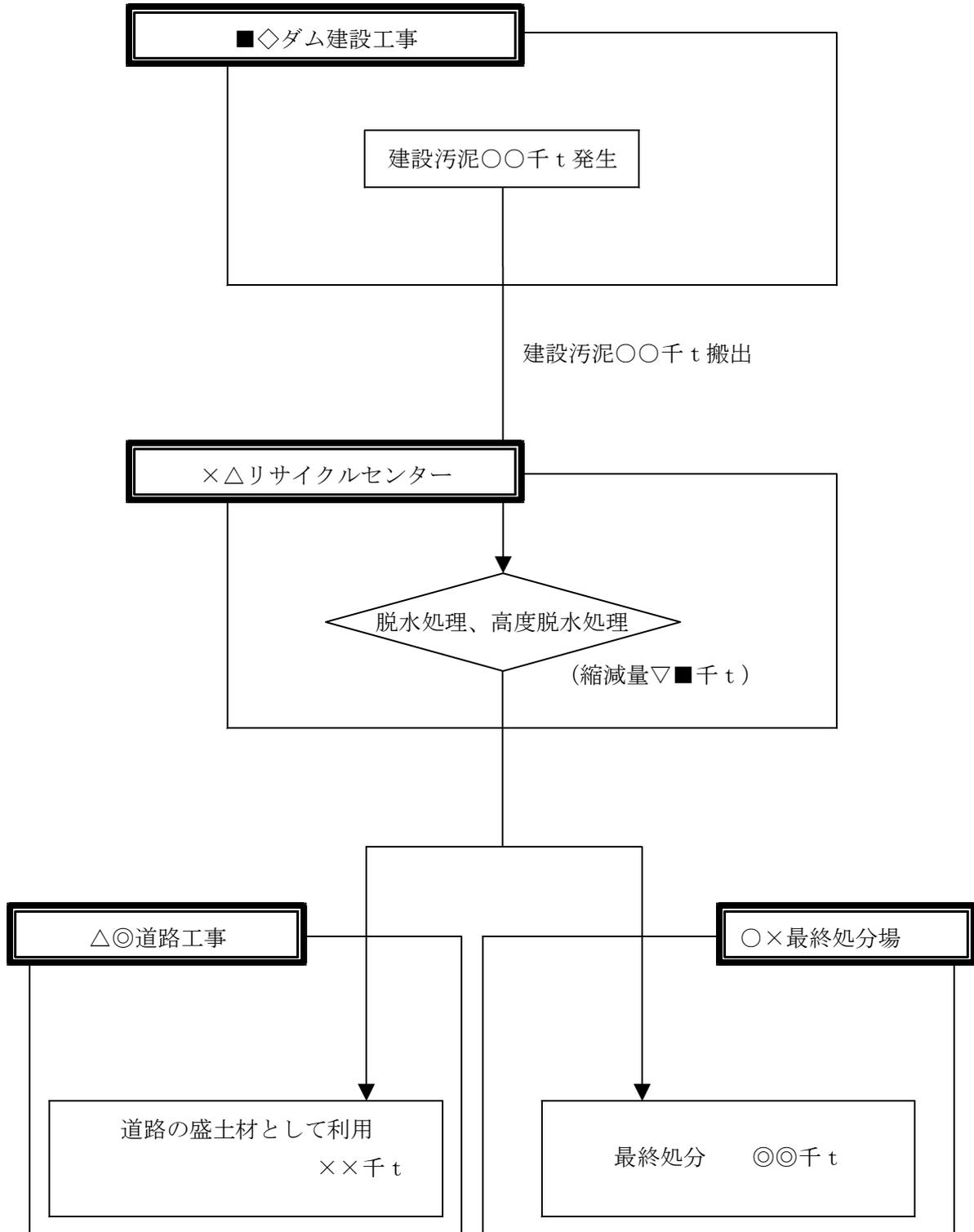
排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社×●建設	工事件名	■◇ダム建設工事
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県〇〇市××-〇〇
部課係名	△〇部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所
連絡先	(〇×) ×●□-●▽●■	発生量、発生時期	発生量：〇〇千 m <sup>3</sup> t 発生時期：平成18年●〇月 ～ 平成▲△年△▲月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	△△県××市△△-△△	担当者名	中間 二郎
中間処理方法	脱水処理、高度脱水処理	連絡先	(●〇) ●〇●-〇●〇●
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称	△◎道路工事	名称	〇×最終処分場
所在地	△△県□□市▽▽-××	所在地	■■県××市〇〇-〇〇
利用用途・品質	用途：道路の盛土材 品質：第★種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	××千 m <sup>3</sup> t	搬出量	◎◎千 m <sup>3</sup> t
会社名	株式会社〇●建設	会社名	株式会社〇▼
担当者名	建設 三郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	(×●) □〇×-▼〇□×	連絡先	(〇●) 〇●〇-●〇〇〇
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m <sup>3</sup> t	搬出量	m <sup>3</sup> t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式4フロー図) <<記載例3>>



(様式4) <<記載例4>>

建設汚泥再資源化等実績書

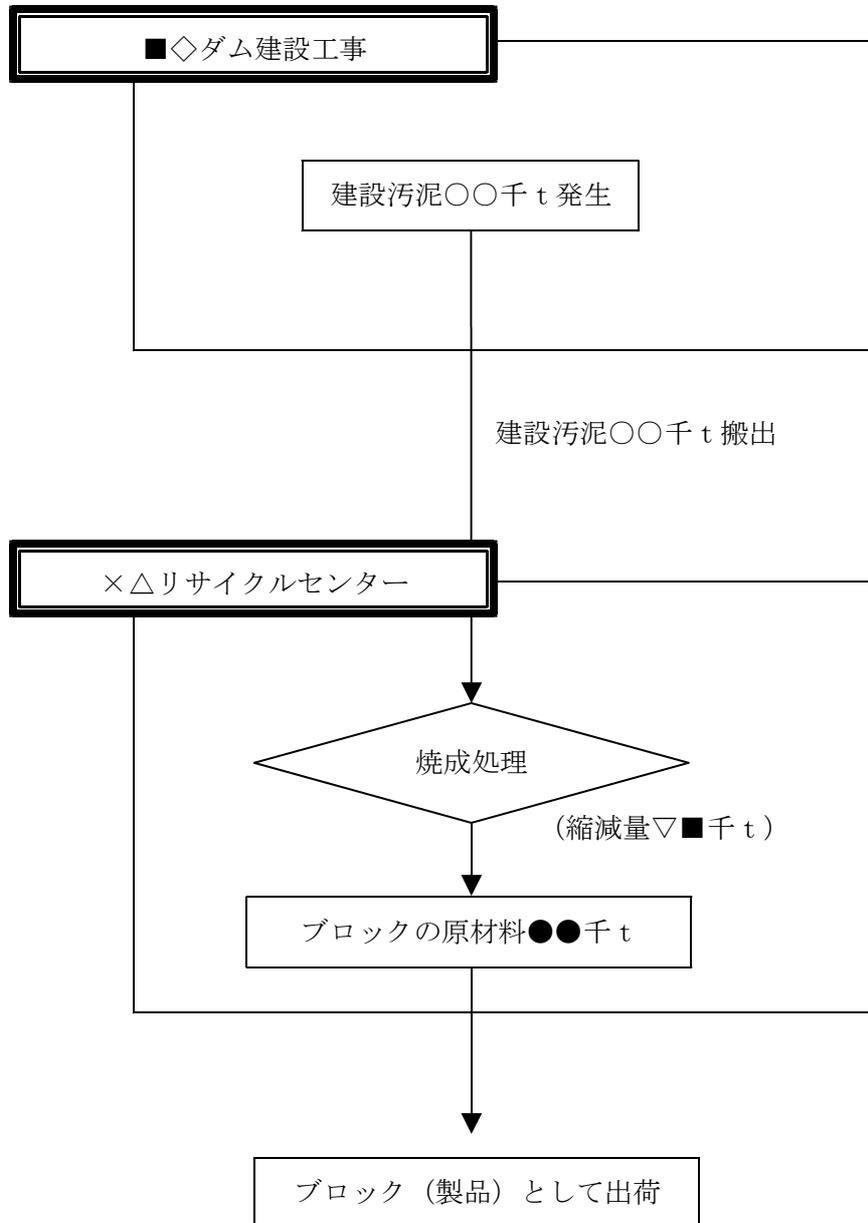
排出事業者		排出工事		
会社名	株式会社×●建設	工事件名	■◇ダム建設工事	
所在地	□◇県●◎市▲△-△▲	工事場所	△△県○○市××-○○	
部課係名	△○部▽×課	工事概要	堤高◎m、堤頂長■m	
担当者名	建設 一郎	発注機関名	☆×地方整備局◇△事務所	
連絡先	(○×) ×●□-●▽●■	発生量, 発生時期	発生量: ○○千 m <sup>3</sup> t 発生時期: 平成18年●○月 ~ 平成▲△年△▲月	
中間処理する場所		施設名称		
所在地	○○県××市△△-△△	担当者名	中間 二郎	
中間処理方法	焼成処理	連絡先	(●○) ●○○-○○●●	
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②		
名称	×△リサイクルセンター	名称	/	
所在地	○○県××市△△-△△	所在地		
利用用途・品質	ブロック (製品販売)	利用用途・品質		
搬出量	●●千 m <sup>3</sup> t	搬出量		m <sup>3</sup> t
会社名	株式会社××	会社名		
担当者名	中間 二郎	担当者名		
連絡先	(●○) ●○○-○○●●	連絡先		
連絡先		連絡先		
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④		
名称	/	名称	/	
所在地				
利用用途・品質				
搬出量		m <sup>3</sup> t		
会社名				
担当者名				
連絡先				
連絡先				

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式 4 フロー図) <<記載例 4 >>



(様式 1)

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
連絡先				
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
連絡先				
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	m <sup>3</sup> t	
		利用予定量	m <sup>3</sup> t	
	排出予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用用途			
	処理土の品質			

※工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に関係する分のみである。

(様式 2)

建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）

作成日 平成 年 月 日

排出事業者	会社名		
	所在地		
	担当	部課係名	
		担当者名	
連絡先			
発生工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	発生予定量	m <sup>3</sup> t	
	発生予定時期		
利用工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	利用予定量	m <sup>3</sup> t	
	利用予定時期		
	利用用途		
処理の概要	中間処理の場所・方法		
	再生品の品質		
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン			

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式3)

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No. \_\_\_\_\_

発 生 側 工 事	工事件名				
	工事場所				
	請負社名				
	所在地				
	担当者名				
	連絡先				
運搬数量・性状		$m^3$	t	処理前	処理後
運 搬 者	会社名				
	所在地				
	連絡先				
	車両番号, 車種				
	運搬者名				
中 間 処 理 者	施設等名				
	施設場所				
	会社名				
	所在地				
	連絡先				
	担当者名				
中間処理方法					
再生品品質					
再生品数量		$m^3$	t		
最 終 搬 出 先	施設等名				
	施設場所				
	会社名				
	所在地				
	連絡先				
	担当者名				

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン				
日付				

(様式 4)

建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名		工事件名	
所在地		工事場所	
部課係名		工事概要	
担当者名		発注機関名	
連絡先		発生量 発生時期	m <sup>3</sup> t
中間処理する場所		施設名称	
所在地		担当者名	
中間処理方法		連絡先	
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m <sup>3</sup> t	搬出量	m <sup>3</sup> t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質	m <sup>3</sup> t	利用用途・品質	m <sup>3</sup> t
搬出量		搬出量	
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

#### 4 . 3 建設污泥处理土利用技術基準

## 建設汚泥処理土利用技術基準

### 1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準および各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、建設汚泥の適正な再生利用の促進を図ることを目的とする。

### 2. 適用

本基準は、建設汚泥を建設資材(土質材料等)として盛土等に再生利用する場合に適用する。なお、環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しないものは、本基準の対象外とする。

### 3. 留意事項

本基準を適用し、建設汚泥を再生利用するに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)等の関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

### 4. 建設汚泥の定義

「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの」を建設汚泥という。この場合、建設汚泥は産業廃棄物のうち無機性の汚泥として取り扱われる。建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね  $200\text{kN/m}^2$  以下または一軸圧縮強さがおおむね  $50\text{kN/m}^2$  以下である。なお、地山掘削に伴って生じる掘削物および浚渫土については、土砂および土砂に準ずるものであり、廃棄物処理法の対象外である。

5. 建設汚泥処理土の品質区分基準

(1) 品質基準および確認方法

品質区分

建設汚泥処理土（建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したものを）を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコーン指数を指標とし、表 - 1 に示す品質区分とする。

表 - 1 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

区分	基準値 コーン指数 <sup>*1,2</sup> qc (kN/m <sup>2</sup> )	備考
第1種処理土	-	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800 以上	
第3種処理土	400 以上	
第4種処理土	200 以上	

\*1) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（参考表 - 1 参照）

\*2) スラリー化安定処理土の指標は、7日後の一軸圧縮強さとする。

品質区分判定のための確認方法

建設汚泥処理土の品質確認に当たっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求品質区分への適合等を確認するものとする。なお、第2種から第4種処理土の品質判定のための試験は、表 - 2 に示す方法で行うことを標準とする。

表 - 2 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法	頻度
コーン指数	締め固めた土の コーン指数試験	JIS A 1228 に準拠 <sup>*</sup>	1日の処理量が200m <sup>3</sup> を超える場合、200m <sup>3</sup> ごとに1回、200m <sup>3</sup> 以下の場合、1日に1回

\* )試料は処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通させたものとする。

参考表 - 1 建設汚泥処理土のコーン指数(qc)の試験方法

供試体の 作製	試料	処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通させたもの <sup>*1</sup>
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm <sup>3</sup>
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24cm <sup>2</sup> 先端角度 30度のもの

	貫入速度	約 1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm <sup>2</sup> で除する。

\* 1) JIS A 1228 の土質試験方法と異なるので注意

## (2) 生活環境保全上の基準および確認方法

生活環境保全上の基準については、環境基本法に基づく土壤環境基準（溶出量基準）に加えて有害物の含有量基準とする。ここで、含有量基準については、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に準ずるものとする。

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥処理土が上記の基準を満たしていることを分析証明書等で確認するものとする。

## 6. 建設汚泥の処理方法と利用用途

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥の性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な処理方法を選定する。なお、利用用途例を表 - 3 に示す。

表 - 3 主な処理方法と利用用途例\* 1

処理方法	形状	主な用途
高度脱水処理 (脱水処理含む)	脱水ケーキ	盛土材、埋戻し材
安定処理	改良土	盛土材、埋戻し材
乾燥処理	土～粉体	盛土材
スラリー化安定処理	スラリー状 固化	埋戻し材、充填材
焼成処理	粒状	盛土材、埋戻し材
高度安定処理* 2	粒状、塊状	盛土材、埋戻し材

\* 1) 建設汚泥の処理に当たっては、廃棄物処理法等に基づき、適切に処理を行わなければならない。

\* 2) 安定処理とプレス併用の、オートクレーブ養生等による高強度化や、セメント量の増加により可能

## 7. 処理土の適用用途標準

処理土の利用用途は、土質区分に基づき、表 - 4 に示す適用用途標準を目安とする。現状の処理土の土質区分基準では、利用用途に対して および に該当する場合は、高度脱水処理、乾燥処理や安定処理等の土質改良を行うことにより に該当するものとして利用する。

なお、本適用用途標準はあくまで目安であり、実際の施工に当たっては個々の利用用途によって詳細に規定されている品質および施工管理に関する基準に従い利用するものとする。



## 8. 建設汚泥再生利用における留意点

建設汚泥の再生利用に際しては、処理、運搬・貯蔵時および利用時における留意点を十分に把握し、適切に施工しなければならない。表 - 5 に留意点を示す。

表 - 5 建設汚泥再生利用における留意点

時期	留意点
1. 処理時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設は、処理対象となる建設汚泥の性状、処理量、工期、処理ヤード、要求品質等を考慮して適切なものを計画する。また、その設置に当たっては関係法令を遵守しなければならない。</li> <li>・ 固化材および処理土については環境安全性を確認する。<sup>*1)</sup></li> <li>・ 当該建設汚泥の発生場所が工場跡地であるなど土壌汚染等環境の安全性に不安がある場合は、その項目について土壌環境基準により、土質が変わる毎に調査を行う。</li> </ul>
2. 運搬・貯蔵 (仮置き)時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理土の運搬を行う場合には、その性状を第4種処理土以上とし、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう留意する。</li> <li>・ 処理土を盛土等に利用するまでの間、貯蔵（仮置き）する場合は、品質が低下しないよう適切な対策を講じるとともに、周辺の環境に影響を及ぼさないよう留意する。</li> </ul>
3. 処理土利用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理土が生活環境保全上の基準を満たしていること、利用用途毎に設計図書で規定された要求品質に適合していること、等を発注者が確認する。</li> <li>・ 流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。</li> <li>・ 建設汚泥の再生利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土および排水処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなければならない。</li> <li>・ 処理土を用いた盛土や埋戻し等の計画に当たっては、環境対策を検討するため、必要な調査を行う。</li> <li>・ 処理土利用工事の施工前、施工中および施工後には、必要に応じて水質観測を行い周辺水質への影響がないことを確認する。</li> <li>・ 工事区域からの排水は、周辺水域への影響がないよう、関係法令を遵守し、適切な処理を施す。</li> <li>・ 処理土による造成地盤上に植栽を行う場合、植物の良好な生育を促すため、客土や排水工等の対策を実施することが望ましい。</li> <li>・ 処理土を用いた盛土や埋戻し等の施工に当たっては、それぞれの利用用途に定められた指針等の基準に従って転圧等の施工管理を行う。</li> <li>・ 脱水処理や乾燥処理による処理土の利用にあたっては、適切な締固めや使用部位に注意し、地下水・雨水等の浸入による処理土の機能や耐久性が低下しないことを確認して、必要に応じて適切な対策を行い利用する必要がある。</li> </ul>
4. 石灰・セメントによる改良土 <sup>*2)</sup> 利用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再資源化の方法によっては改良土の pH が高くなることがあるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土、敷土等)を行うこと。</li> </ul>

\*1) 六価クロムについては通達(「セメント及びセメント系固化材の使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」平成12年3月24日付け、建設省技調発第49号、建設省営発第10号、平成13年4月20日付け一部変更、国官技発第16号、国営建発第1号)に従うこと。

\*2) 改良土とは、処理土のうち、セメント・石灰等による安定処理を行ったものを言う。

#### 4 . 4 リサイクル原則化ルール

## リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

### (1) 建設副産物の工事現場からの搬出

#### 1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

#### 2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の および の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

#### 3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の ~ のいずれかの方法をとる。

建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、 、 において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、 において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、 、 においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

#### 4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

### (2) 再生資源の利用

#### 1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

#### 2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

#### 3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

## 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

### 1) 廃棄物の定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「法」という。)第2条(定義)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

(略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(以下、「施行令」という。)第2条(産業廃棄物)

法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず(略)

二 木くず(略)

三 繊維くず(略)

四 (略)

四の二 (略)

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず

八 鋳さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿(略)

十一 動物の死体(略)

十二 (略)

イ 燃え殻(略)

ロ 汚泥(略)

ハ 廃油(略)

ニ 廃酸(略)

ホ 廃アルカリ(略)

ヘ 廃プラスチック類(略)

ト (略)

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄

物（略）廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日、環整第43号、改正昭和49年3月25日環整第36号）

## 2 廃棄物の定義

(1) 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるものであつて、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至るすべてのものをいうものであること。なお、次のものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないこと。

ア 港湾、河川等のしゆんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの

イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの

ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、産業廃棄物とは、単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び令第1条第1号から第13号までに掲げる廃棄物をいうものであること。なお、令第1条第13号に掲げる廃棄物は、廃棄物処理法第2条第3項に掲げる6種類の産業廃棄物及び令第1条第1号から第12号までに掲げる12種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、その形態又は性状からみてこれらの18種類の産業廃棄物に該当しないものに変化したものも産業廃棄物であることを規定したものである。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日、環整第45号、改正平成14年5月21日環産廃第294号）

### 第1 廃棄物の範囲に関すること

1 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になつた物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。法第2条第1項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行ったものであること。

（略）

#### 別紙

##### (2)汚でい

工場廃水等の処理後に残るでい状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずるでい状のものであつて、有機質の多分に混入したどろのみを指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むものであること。有機性汚でいの代表的なものとしては、活性汚でい法による処理後の汚でい、(略)があること。無機性汚でいの代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚でい

いがあること。(略)

### (15)令第2条第9号に掲げる産業廃棄物

「がれき類」という。工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除くものであること。ただし、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く、粒子の微細なでい状のものにあっては、無機性の汚でいとして取り扱うものであること。

## 2) 建設汚泥の定義

「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日、環産産第276号、別添、建設廃棄物処理指針)(以下、「建設廃棄物処理指針」という。)

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m<sup>2</sup>以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m<sup>2</sup>以下である。

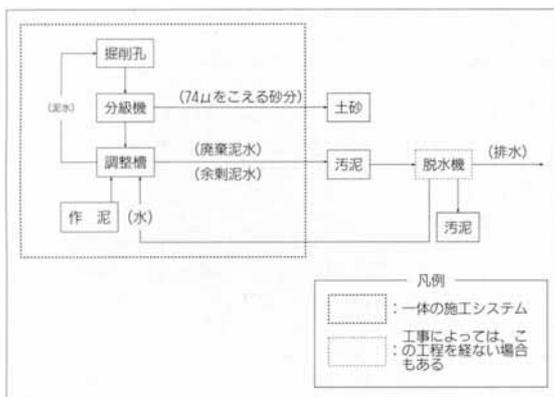
しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

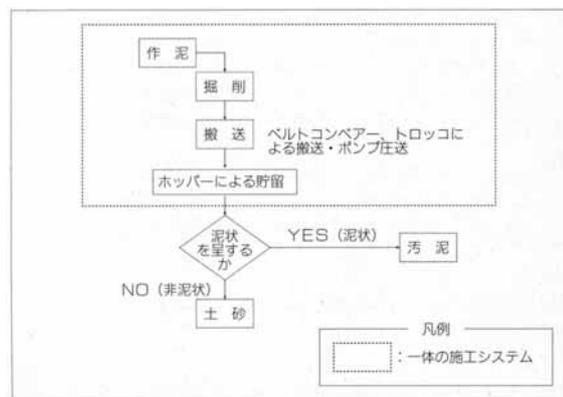
参考として、次に代表的掘削工法について例示する。

\*1) 現在のJIS Z 8831(試験用ふるい)では「74ミクロン」は存在せず、「国際規格に合わせだふるい」として「75マイクロメーター」がこれに該当する。

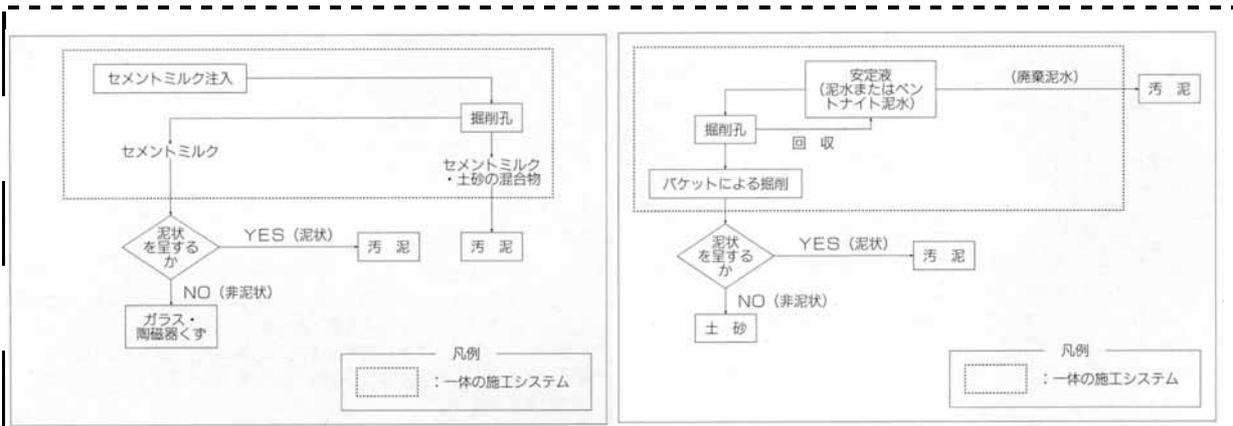
\*2) 「一軸圧縮強度」となっているが、現在は、より正確な表現として「一軸圧縮強さ」を用いるべきである。



泥水循環工法の一例(泥水シールド・リパースサーキュレーション工法等)



泥水非循環工法の一例(泥土圧シールド工法)



泥水非循環工法の一例（アースドリル工法等）

柱列式連続壁工法の一例（SMW工法等）

### 3) 産業廃棄物としての取扱い

#### 産業廃棄物の処理基準

##### 法第1条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

##### 法第12条（事業者の処理）

事業者は、自らその産業廃棄物（略）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（（略）以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者（略）は、その産業廃棄物（略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については（略）産業廃棄物収集運搬業者（略）、その処分については（略）産業廃棄物処分業者（略）にそれぞれ委託しなければならない。

##### 施行令第6条（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、（略）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成6年8月31日、衛産第82号）、改正平成10年11月13日衛産第51号

#### 1 建設工事における排出事業者の範囲等について

(1) 建設工事を発注者Aから請け負った建設業者（元請業者）Bは、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者に該当することから、その処理を自ら行わず他の者に行わせ

る場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に委託することが必要であること。

(略)

#### 産業廃棄物の保管

#### 施行規則第 8 条（産業廃棄物保管基準）

法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（略）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（略）

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のも

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、（略）、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（略）がない場合（略）、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（略）を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点（略）までの高さ

(略)

#### 施行令第 6 条（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、（略））の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、（略）次によること。

(略)

ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、（略）、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(略)

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。（略））又は再生に当たっては、次によること。

イ （略）

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) （略）

(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。

(3) 保管する産業廃棄物（略）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量（略）を超えないようにすること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成10年5月7日、衛環第37号）、改正平成10年6月17日衛環第52号

#### 第7 廃棄物の保管基準に関する事項

##### 3 保管の場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止について、従前の保管基準の明確化を図ったものであること。

##### (1) 公共の水域及び地下水の汚染防止

「廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合」の「汚水」とは、廃棄物の保有水や廃棄物と接した雨水等であって生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるものをいうこと。また、安定型産業廃棄物のみを保管する場合及び腐食・漏出ししない容器において保管する場合は「おそれがある場合」には該当しないと判断して差し支えないこと。底面を被覆する不浸透性の材料については、廃棄物の自重、出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。

（略）

##### 5 産業廃棄物の処分等に係る保管数量の制限

##### (2) 処分等のための保管上限を適用する産業廃棄物

（略）なお、建設業に係る産業廃棄物のうち、その全部又は大部分を建設資材にするための再生の処理を行う施設において、当該再生のために保管されるコンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片については除かれているので留意されたいこと。

（略）

##### 6 事業場の保管場所における保管の基準の適用範囲

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業場において当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、規則第8条及び第8条の13に規定する保管基準が適用されているが、積替え及び処分等のための保管に係る基準の強化に併せて同様の改正を行ったものであること。ただし保管数量の上限規制はなく、掲示板における保管上限の表示は要しないこととしたので留意されたいこと。

##### 7 その他

産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物を排出場所から運搬し、当該場所から離れた場所で保管する行為（例えば、家屋の解体に伴って発生した廃棄物を、解体を行った事業場が解

体現場以外の場所において保管する行為)は、従来より運搬に伴う保管として取り扱ってきたところであり、今般の積替えのための保管上限が適用されるので留意されたいこと。

#### 産業廃棄物の運搬

#### 施行令第6条(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、(略))の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬にあたっては、(略)次によること。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務について(パンフレット・Q&A集)、環境省:抜粋

#### 【パンフレット】

##### 表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の事項を表示しなければなりません。

##### 排出事業者が自分で運搬する場合

- 1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2.排出事業者名

##### 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- 1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2.業者名
- 3.許可番号(下6桁以上)

##### 書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

##### 排出事業者が自分で運搬する場合

##### 次の事項を記載した書類

- ・指名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

##### 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し

##### その他

(略)再生利用認定制度を受けている場合、(略)異なる取扱いとなります。

【Q & A集】

Q 2. 排出事業者が現場から事務所へ産業廃棄物を持ち帰ってくるような場合も、表示や書面携帯は必要なのでしょうか

必要です。構内を運搬する場合を除き、排出事業者が事務所へ持ち帰る場合であっても、表示及び書面携帯が義務付けられます。

産業廃棄物の委託処理

施行令第6条の2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物（略）の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
  - 二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、（略）他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
  - 三 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。
    - イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
    - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
  - ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
    - ニ 産業廃棄物の処分（最終処分（略）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
  - ホ その他環境省令で定める事項
- 四 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。
- 五（略）

施行規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書面）

令第六条の二第三号（略）の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し（略）
- 二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し（略）

施行規則第8条の4の2（委託契約書に含まれるべき事項）

令第六条の二第三号ホ（略）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 委託者が受託者に支払う料金

三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

(略)

施行規則第 8 条の 4 の 3 (委託契約書の保存期間)

令六条の二第四号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。

法第 12 条の 3(産業廃棄物管理票)

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(略)は、その産業廃棄物(略)の運搬又は処分を他人に委託する場合(略)には、(略)当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(略)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

2 産業廃棄物の運搬を受託した者(略)は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、同項の規定により管理票を交付した者(略)に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(略)

3 産業廃棄物の処分を受託した者(略)は、当該処分を終了したときは、(略)交付された管理票(略)に環境省令で定める事項(略)を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。(略)

4 処分受託者は、(略)当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、(略)管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、(略)管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(略)

施行規則第 8 条の 26(管理票交付者の管理票の写しの保管期間)

法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

建設汚泥の中間処理

法第 15 条(産業廃棄物処理施設)

産業廃棄物処理施設(略)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（略）
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

（略）

#### 施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの
- 二 汚泥の乾燥施設であつて、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあつては、100立方メートル）を超えるもの

（略）

#### 施行規則第11条（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

法第十五条第二項の申請書は、様式第十八号によるものとする。

（略）

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

（略）

- 七 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所
- 八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 九 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

- 三 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
- 四 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
- 五 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 六 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 八 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 十一 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに 該当しない者であることを誓約する書面
- 十二 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 十三 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号 二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 十五 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 7 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- 8 都道府県知事は、申請者が（略）法第十五条第一項（略）の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（略））を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書		平成 年 月 日
<p>都道府県知事 殿 （市長）</p>	<p>申請者 住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
許可の年月日		年 月 日
許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3 / 日$ ( ) 時間 $t / 日$ ( ) 時間 $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方式	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
事務処理欄		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(日本工業規格 A列4番)



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は 名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 9 都道府県知事が定める部数を提出すること。

手数料欄

(日本工業規格 A列4番)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う産業廃棄物処理業の許可申請等に係る提出書類等の改正について（平成 13 年 11 月 30 日、環廃産 516 号、）

（略）

## 記

### 第一 改正の趣旨

今回の改正は、（略）産業廃棄物処理施設の設置許可申請（以下「許可申請」という。）に当たり、（略）産業廃棄物処理施設の設置者（略）及び都道府県（略）の事務の合理化を図るため、（略）添付書類の要件について所要の改正を行ったものである。

具体的には、平成 12 年 10 月 1 日以降、改正後の規則第九条の二第二項第九号から第一三号等により定められている住民票の写し、登記事項証明書（略）又は株主登記簿の謄本（以下「住民票の写し等」という。）を提出して（略）産業廃棄物処理施設の許可（以下「先行許可」という。）を受けた許可業者等が、当該都道府県に対して業の範囲の変更や新規の許可申請をした場合若しくは他の都道府県に対して新規の許可申請を行った際に、当該申請に係る審査を行う都道府県知事（略）の判断により、先行許可に係る許可証（以下「先行許可証」という。）の提出をもって、当該住民票の写し等の全部又は一部に代えることができることとしたものである。

これは、許可業者等が先行許可を受けている場合には、当該先行許可の審査において、既に申請者や役員等の身分について住民票の写し等により確認されていることを踏まえ、先行許可証の提出があった場合には、あらためて住民票の写し等を添付させることなく欠格要件を審査することができることとし、許可業者等及び都道府県の事務の合理化を図ることができるようにしたものである。

したがって、今回の改正では個別の申請に係る事業、施設に関する能力等を審査するために必要な経理関係書類や施設の構造図等については、事業の内容、施設設置場所の条件等に応じて個別の審査が必要であることから、簡素化の対象とはしていないものである。

### 第二 改正に関する留意事項

一 住民票の写し等の代用となる許可証は、下記許可に限ること。

（略）

- ・産業廃棄物処理施設の許可（法第一五条第一項）
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可（法第一五条の二の四第一項）

二 対象となる許可証等

（一）（略）先行許可証として用いることができる許可証は平成 12 年 10 月 1 日以降に住民票の写し等を添付して受けた許可に係るものに限ることとしたこと。

（二）（略）産業廃棄物処理施設の許可については、有効なものであっても、許可の日から五年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできないこと。（略）なお、変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から五年間となるものであること。

（三）住民票の写し等の添付をして受けた許可及び住民票の写し等の添付を全部又は一部

省略して受けた許可に係る許可証について、許可証の交付時に今回改正された様式に従い、添付省略の有無欄に確実に有無の印を付すこと。(略)

(四)許可証は、一定の公証力を有するほか、委託契約の締結時に必要とされるものであることにかんがみ、提出後申請者に速やかに返還する必要があると考えられるので、許可申請時に許可証の提出を受けた場合には、その場で複写するなどした上で、直ちに返還されたいこと。

(五)省略することができる書類

先行許可証の提出により添付を省略することができる書類は以下のとおりであること

(略)

産業廃棄物処理施設の許可(法第一五条第一項)

改正後の規則第一条第六項に掲げる書類のうち第一〇号から第一四号までに掲げる書類

産業廃棄物処理施設の変更許可(法第一五条の二の四条第一項)改正後の規則第一条の九第三項第七号に掲げる書類のうち第一条第六項第一〇号から第一四号までに掲げる書類

(略)

### 三 その他留意事項

(一)先行許可証(先行許可の日から五年間を経過しないものに限る。以下同じ。)の提出があった場合には、許可業者等及び都道府県の事務の合理化を図るため、住民票の写し等は原則として省略させること。ただし、添付書類の省略は、都道府県知事の判断によりできるものとされていることから、都道府県において人的要件について審査する必要が認められる場合には、添付書類を省略させないことももとより可能であること。

(二)(略)

(三)建設現場で建設廃棄物の中間処理を行う場合など、複数の企業からなる共同企業体(JV)が産業廃棄物処理施設の設置の許可を申請する場合、共同企業体を構成する個々の企業が単独で又は別の共同企業体の構成員として受けた先行許可があれば、住民票の写し等の全部又は一部に代えそれぞれの先行許可証を提出させることができることとする。

(四)廃棄物処理施設の設置が短期間にとどまり、設置許可を受けてから五年を経過せずに当該許可が廃止される場合など、既に廃止された先行許可に係る先行許可証であっても、住民票の写し等の全部又は一部に代えることができること。この場合には、当該先行許可の廃止以降において役員等の変更がされているか否かを登記簿謄本等により確認し、役員等の変更があったときは新役員等の身分について確認を行う必要があるため、新役員等について住民票の写し等の添付をさせて所要の審査を行われたいこと。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)平成17年3月25日、環廃産発05032555002号

第一

(略)

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

(略)

1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。

(1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。

(2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。

(3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のとおり当該脱水施設で処理する前とすること。

第三

(略)

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者(排出事業者等)がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

(1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。

(2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。

(3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。

(4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

参考1(第二関係)(略)

汚泥の脱水施設について令第7条に規定する産業廃棄物処理施設にあたらぬと判断する場合の概念フロー例

「規制改革通知に関するQ & A集（平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知」平成17年7月4日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

Q & Aの趣旨

本Q & Aは、(略)(以下「規制改革通知」という。)の運用に当たっての一般的な考え方を示したものである。したがって、実際の事例にこの考え方をどのように当てはめるかについては、都道府県等において、規制改革通知の趣旨を踏まえて個別具体的に判断されることとなる。

Q & A

第一 略

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

Q4 泥水式シールド工事等の泥水循環工法において発生する泥水や、ダム工事の骨材製工程において発生する濁水の処理施設の一装置として脱水施設が組み込まれている場合、これらを「一定の生産工程」としてとらえうると解してよいか。

A 「一定の生産工程」は、製品の製造工程に限定されるものではなく、建設工事の工程も該当しうる。すなわち、泥水式シールド工事等の泥水循環工法やダム工事の骨材製工程における脱水施設も、これが当該建設工事の本体工程と一体不可分の工程を形成しており、かつ、1(1)～(3)に掲げる要件を全て満たしているものについては、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととする。

法第12条第6項（産業廃棄物処理責任者）

その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。(略)

法第21条（技術管理者）

(略)産業廃棄物処理施設(略)の設置者は、(略)産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。(略)

2 (略)

3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

建設汚泥の最終処分

施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

(略)

十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

- イ 第六条第一項第三号八(1)から(5)まで及び第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
- ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。)
- ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(略)

施行令第6条(産業廃棄物業の収集、運搬、処分等の基準)

- 三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、(略)次によること。
  - ヘ 汚泥の埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行う場合には、(略)、又は含水率85パーセント以下にすること。
- 四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること
  - イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物(略)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。
    - (1) 次に掲げる汚泥(油分を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)
      - (イ) (略)
      - (ロ) 建設工事に伴つて生じた汚泥(別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)
      - (ハ) (略)

4) 大臣認定制度(再生利用認定制度)

法第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

- 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。
- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。
  - 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。
  - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。
- 2(略)

施行規則第12条の12の2(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)

- 法第十五条の四の二第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。
- (略)

「厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)(平成9年12月26日、

改正平成 18 年 3 月 28 日)

(略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(略)第十二条の十二の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)
- 二 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、(略)に限る。)
- 三 廃プラスチック類

(略)

施行規則第 12 条の 12 の 3 (準用)

第六条の三の規定は、法第十五条の四の二第一項の認定を受けようとする者について準用する。

施行規則第 12 条の 12 の 4 (再生利用の内容の基準)

法第十五条の四の二第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る産業廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
  - 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
  - 三 受け入れる産業廃棄物を再生品の原材料として使用すること。
- (略)
- 六 通常の使用に伴って生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。
  - 七 受け入れる産業廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。
  - 八 当該再生に伴い廃棄物(再生品を除く。)をほとんど生じないこと。

(略)

十 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

施行規則第 12 条の 12 の 5 (再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第十五条の四の二第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認め

られる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号八の規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる産業廃棄物の性状の分析及び管理

ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理

ハ 再生品の性状の分析及び管理

三 第十二条の六に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準(当該施設に係るもの(当該施設が令第七条第二号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設である場合には、第十二条の七第五項においてその例によるものとされた第四条の五第一項第二号ワを除く。)に限る。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該者

六 当該再生に係る事業場(前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。)において当該再生に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。

七 当該申請に係る再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

八 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

九 当該申請に係る再生利用を自ら行う者であること。

十 法、令又はこの省令の規定に違反していない者であること。

十一 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

#### 施行規則第12条の12の6(再生利用の用に供する施設の基準)

法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。

二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準(当該施設に係るものに限る。)に適合していること。

三 第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号二の規定により申請書

に記載された処理能力を有すること。

四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

「厚生省告示第 261 号」(汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準)(平成 9 年 12 月 26 日、改正平成 12 年 12 月 28 日)

(略) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準を次のように定め、公布の日から適用する。

一 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。以下同じ。)に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(略)第十二条の十二の三において準用する規則第六条の三第二項第二十一号の規定により環境大臣が定める書類及び図面は、次のとおりとする。

イ 規則第十二条の十二の三において準用する規則第六条の三第一項第二号八に規定する再生品(以下「再生品」という。)を河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第二項に規定する高規格堤防(以下「高規格堤防」という。)の築造材として利用しようとしている同法第七条に規定する河川管理者の名称を記載した書類

ロ 当該高規格堤防の築造に係る工事の発注者から交付を受けた確認書及びこれに添付された当該工事に係る仕様書の写し

二 汚泥に係る規則第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

イ 当該工事に係る仕様書に記載されたところにより、高規格堤防の築造材(地表から 1.5 メートル以上の深さの部分に用いられるものに限る。)として用いるための再生品を得るためのものであること。

ロ 当該工事に係る仕様書に記載された品質の再生品を得るためのものであること。

ハ 次に掲げる要件を満たす再生品を得ることができるものであること。

(1) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和三十九年環境庁告示第十三号)により検定した場合における検出値が、別表の各項の上欄に掲げる物質ごとに当該各項の下欄に掲げる数値以下であること。

(2) コーン指数が 1 平方ミリメートルにつき 0.4 ニュートン以上又は一軸圧縮強度が 1 平方ミリメートルにつき 0.1 ニュートン以上であること。

三 汚泥に係る規則第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

イ 次に掲げる事項を記載した仕様書に基づき再生品の製造を行う者であること。

(1) 当該再生品を用いようとしている高規格堤防の位置

(2) 当該高規格堤防の築造に用いようとしている再生品の数量

(3) 当該高規格堤防の築造に用いようとしている再生品の性状(再生品を使用する場

所の状況に応じて生活環境の保全上支障が生じないようにするために満たすべき水素イオン濃度に関する事項を含む。)

(4) 当該高規格堤防の築造に再生品を用いようとしている時期

ロ 再生品とその他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること。

四 汚泥に係る規則第十二条の十二の六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、規則第十二条の十二の三において準用する規則第六条の三第一項第二号ロの規定により申請書に記載された方法により再生を行うために薬剤を用いる場合は、汚泥及び薬剤を均一に混合することができる混練設備及び当該混合物の性状を安定させるための養生を十分に行うことができるようにするための場所が設けられていることとする。

別表

カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
砒(ひ)素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
シス 1,2 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1,1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
1,3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下

「再生利用認定制度申請の手引き」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 8 及び第 1 5 条の 4 の 2 に基づく廃棄物の再生利用に係る特例制度の申請要領)、別添 1、様式集

[編注 前文は下記の URL「環境省ホームページ/廃棄物・リサイクル対策/廃棄物処理の現状/広域認定・再生利用認定/再生利用認定制度関連/「再生利用認定制度申請の手引き」参照]

第1章 再生利用認定制度について

1 再生利用認定制度の概要

(略)

2 申請書類について

(1) 申請書記載事項(規則第6条の3第1項、第12条の12の3)

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
  - イ 再生利用を行う廃棄物の種類及び性状
  - ロ 再生の方法
  - ハ 再生によって得ようとする物(以下「再生品」という。)の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容
  - ニ 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
  - ホ 事業の規模
- 3 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
- 4 法第7条第4項又は第14条第4項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業範囲
- 5 法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
- 6 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項
  - イ 施設の設置と場所
  - ロ 施設の種類
  - ハ 施設において再生利用を行う廃棄物の種類及び得られる再生品
  - ニ 施設の処理能力
  - ホ 施設の位置、構造等の設置に関する計画
  - ヘ 施設の維持管理に関する計画
  - ト 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日

[解説]

再生利用認定の申請書類(様式A)に記載する事項は以下のとおりである。なお、別添2記載例も参考にすること。

- 2 イの「種類」とは、廃ゴムタイヤや廃プラスチック類等、対象となる廃棄物の品目をいう。また「性状」とは、対象となる廃棄物の形状や組成等をいう。  
ロは、脱水、焼成、破碎等、廃棄物の処理の種類をいう。  
ニの「価格及び需要の見込み」は、過去の実績等から推定する。  
ホの「事業の規模」とは、再生品の製造能力及び廃棄物の処理能力をいう。
- 4 「当該許可に係る事業範囲」とは、廃棄物処分量の許可証の事業の範囲に相当する部分に記載されている内容をいう。

5 「当該許可に係る施設の種別」とは、廃棄物処理施設の許可証の施設の種別に相当する箇所に記載されている内容をいう。

6 ホの「構造等の設置に関する計画」には、施設の技術上の基準（規則第4条、第12条、第12条の2）適合状況について、単に基準に適合しているかどうかではなく、具体的な根拠も含めて記述する。

ヘの「維持管理に関する計画」には、施設の維持管理の技術上の規準（規則第4条の5、第12条の6第12条の7）適合状況について、単に規準に適合しているかどうかではなく、根拠も含めて記述する。

（2）添付書類・図面

（規則第6条の3第2項、第12条の12の3）

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 当該申請に係る再生処理を行う廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
- 3 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
- 4 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類
- 5 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 7 申請者が個人である場合には住民票の写し
- 8 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イから

- 17 当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の写し
- 18 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- 19 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 20 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類
- 21 その他第6条の2及び第12条の12の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物及び産業廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

[ 解説 ]

再生利用認定の申請書類に添付する書類・図面は、以下のとおりである。なお、別添2記入例も参考にすること。

- 1 様式1に示すとおり、事業計画概要、再生利用フロー、環境保全対策等について記載する。
- 2 「性状」とは、標準的なものの形状や組成等を示す。（3における「性状」も同様。）
- 3 「廃棄物の種類」とは、一般廃棄物の場合も法第2条第4項及び施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類に準じて記入する。
- 4 「当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類」とは、申請者の土地登記簿謄本、固定資産税課税台帳種類別明細書、貸借契約書等をいう。
- 5 「具体的な計画書」とは、施設設置工事工程表等をいう。
- 6 「登記簿の謄本」については、代わりに現在事項全部証明書でもよい。共同企業体（JV）の場合は共同企業体協定書等も添付する。
- 8 記入例8の申請者が欠格要件に該当しないことを誓約した書類をいう。
- 10 「当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類」については、有価証券報告書の写し等でもよい。
- 11 「当該再生に係る事業場において当該再生に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能をすると認められる者」の履歴書をいう。
- 14 「法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類」とは、法人税の納税証明書の原本をいう。
- 15 「所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、所得税の納税証明書の原本をいう。
- 18 様式18に示す再生利用施設の概要並びに製造工程の概念図、製造工程の詳細図、再生処理フロー図、附近見取図（施設配置図）、平面図、立面図、構造図、断面図、廃棄物投入位置図、廃棄物投入設備図及び設計計算書等をいう。
- 19 記入例19に示す再生利用施設に係る生活環境調査結果を示す。なおその内容は、

廃棄物処理施設設置許可申請時に添付する「生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」に準じる。

- 21 「その他環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面」については、次のとおり廃棄物の種類ごとに書類及び図面が定められている。

廃肉骨粉の場合

(略)

汚泥の場合

再生品を高規格堤防の築造材として利用しようとしている河川管理者の名称を記載した書類

当該高規格堤防の築造に係る工事の発注者から交付を受けた確認書及びこれに添付された当該工事に係る仕様書の写し

シリコン含有汚泥の場合

(略)

## 第2章申請手続

### 1 留意事項

- (1) A4用紙を使用すること。ただし、登記簿の謄本等は他の大きさの用紙でも差し支えない。
- (2) 申請書類は2穴ハードファイルに綴じること。登記簿の謄本等もファイルのポケット等に入れたりせず、直接穴を開けてファイルに綴じること。
- (3) (略)
- (4) 登記簿謄本等の添付書類は最新のものを用いること。
- (5) 添付書類・図面には、目次を作成し、書類ごとに見出しを付け目次との関連付けを行うこと。
- (5) 申請書本文及び添付書類・図面において空欄がある場合は「記入漏れ」なのか「該当なし」かの判断ができないため、該当しないものがある場合は「該当なし」と明確に記入すること。
- (6) 認定を受けた者は、廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない等、廃棄物処理法上の規制の適用を受けることから、法令については再生利用認定制度も含めて、法全般について遵守すること。

### 2 申請書の提出について

申請に当たっては、環境省担当者との連絡を取り、必要に応じて事前相談を行った上で、申請書は廃棄物の種類に応じて以下の宛先に提出すること。郵送等による申請も可能である。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 中央合同庁舎5号館26階  
：(03)3581-3351(代表)

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課(一般廃棄物所管)

産業廃棄物課(産業廃棄物所管)

認定の審査に係る標準処理期間は3か月とする。なお、この期間は申請書類の受理から認定日までの期間(申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。)であり、事前相談に係る期間は含まれない。

(略)



別添 1 : 様式集

汚泥に係る再生利用認定申請書(様式A)

平成 年 月 日

環境大臣殿

申請者  
住所  
氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の八第一項及び第十五条の四の二第一項に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

[ 規則 第6条の3 第1項第2号イ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 再生利用を行う廃棄物の種類及び性状	
[ 規則 第6条の3 第1項第2号ロ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 再生の方法	
[ 規則 第6条の3 第1項第2号ハ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 再生によって得ようとする物(以下「再生品」という。)の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容	
[ 規則 第6条の3 第1項第2号ニ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み	
[ 規則 第6条の3 第1項第2号ホ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 事業の規模	
[ 規則 第6条の3 第1項第3号 ] [ 規則 第12条の12の3 ] 再生に係る事務所及び事業場の所在地	
[ 規則 第6条の3 第1項第4号 ] [ 規則 第12条の12の3 ] 法第七条第四項又は第十四条第四項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲	
[ 規則 第6条の3 第1項第5号 ] [ 規則 第12条の12の3 ] 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類の種類	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号イ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設の設置と場所	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号ロ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設の種類の種類	

[ 規則 第6条の3 第1項第6号八 ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設において再生利用を行う廃棄物の種類 及び得られる再生品	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号二 ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設の処理能力	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号ホ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設の位置、構造等の設置に関する計画	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号へ ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設の維持管理に関する計画	
[ 規則 第6条の3 第1項第6号ト ] [ 規則 第12条の12の3 ] 施設を設置しようとする場合には、着工予定 年月日及び使用開始予定年月日	

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)

## 5) 個別指定制度（再生利用指定制度）

### 法第 14 条（産業廃棄物処理業）

産業廃棄物（略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、（略）都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（略）

- 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、（略）都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

### 施行規則第 9 条（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

法第十四条第一項ただし書の規定による厚生省令で定める者は、次のとおりとする。

（略）

- 二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの

（略）

### 施行規則第 10 条の 3（産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

法第十四条第六項ただし書の規定による厚生省令で定める者は、次のとおりとする。

（略）

- 二 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

（略）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成 6 年 4 月 1 日、衛産 42 号、改正平成 11 年 3 月 15 日）

標記再生利用業者の指定制度については、既に昭和 53 年 3 月 24 日付け環産第 9 号水道環境参事官（産業廃棄物対策室）通知により指示されているところであるが、平成 4 年 7 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 95 号）が施行され、それに伴い同法施行令及び同法施行規則も全面的に改正されたことを踏まえ、今般、標記について新たに通知するので、今後はこれに従って再生利用業者の指定事務の円滑な運用を図られたい。

なお、前記昭和 53 年 3 月 24 日付け環産第 9 号は廃止するが、同通知に従い本日（平成 6 年 4 月 1 日）より前に行われた指定については、なお有効であることに留意されたい。

記

### 第 1 指定制度の趣旨及びその内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく指定（以下「指定」という。）は、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみを処理を業として行う者を都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長。以下同じ。）が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、これによりこれらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものであること。

なお、排出事業者等が指定に係る産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の委託基準が適用されるなど、都道府県知事の指定により法の規制の適用が除外されるものではないことに留意されたいこと。

## 第 2 指定の対象

指定は、再生利用されることが確実である産業廃棄物を特定した上で行われるものであるが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」（法第 14 条第 1 項ただし書及び第 4 項ただし書）、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類及び古繊維については、当該指定に係る産業廃棄物から除外されること。

## 第 3 指定の種類

指定には、以下のように「個別指定」及び「一般指定」の二種類があること。

### 1 個別指定

個別指定は、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものであること。指定の審査の結果、第 4 に示す基準に適合していると認めるときは、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、その再生輸送（再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う者を「再生輸送業者」として、また、その再生活用（再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う者を「再生活用業者」として指定し、再生利用個別指定業者指定証を交付すること。

### 2 一般指定

一般指定とは、都道府県（保健所設置市にあっては、当該市。以下同じ。）内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するものであるが、この一般指定には、都道府県知事の判断において独自に指定する場合のほか、厚生省の指示に基づき都道府県知事が指定する場合もあること。

なお、都道府県知事の判断において独自に指定する場合には、指定を受けた個々の業者の状況が把握できないといったことのないよう、業者団体等が当該産業廃棄物の再生利用を推進するための体制等を整備している場合に限り、当該業者団体等の同意を得た上で、その団体構成員等を一般的に指定すること。

## 第 4 個別指定の基準

指定は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから、都道府県知事が審査を行い、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以

下「対象産業廃棄物」という。)について、次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断される場合に限って、行われるものであること。

#### 1 再生輸送業者

対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることはないこと。

再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸送を的確に遂行するに足る知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。

排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。

再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

#### 2 再生活用業者

対象産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。

再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足る知識及び技能を有する都道府県知事が認めるときは、同条第1号ロ(1)又は同条第2号ロ(1)に掲げる要件に適合する者とみなすこと。

排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。

排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。

再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。

排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

#### 第5 個別指定の手続

個別指定に関する申請書、指定書、事業の範囲の変更の申請、事業の廃止の届出等については、別紙に掲げる準則を参考にして都道府県の規則を定めること。

#### 第6 指定を受けた者の責務等

1 都道府県知事の個別指定を受けた者又は一般指定に係る業者団体等(第3の2の同意

を得た業者団体等)は、指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前に事業計画書を、また、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書を、それぞれ都道府県知事に対して提出しなければならないこと。

2 再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。

3 その他都道府県知事が指定に際して付した条件を遵守すること。

4 再生輸送業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者として、また、再生活用業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の処分を業とする者として、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第1号及び第2号に規定する他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者に該当すること。

5 指定を受けた者は、法第18条に規定する報告徴収及び第19条に規定する立入検査の規定が適用されること。

#### 第7 指定の取消し

都道府県知事は、個別指定を受けた再生利用業者が第4に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき又は個別指定若しくは一般指定を受けた再生利用業者が第6の1から3までのいずれかの責務等を遵守していないと認めるときは、当該指定を取り消すことができること。

#### 第8 経過措置

この通知が発出された日において現に一般指定の適用のある者が業者団体等に属している場合であって、当該業者団体等が指定産業廃棄物の再生利用を推進していないと認めるときは、当該業者団体等に対し、早急にその再生利用を推進するための体制等を整備するよう指導に努められたいこと。また、その者がいずれの業者団体等にも加入していない場合等にあっては、指定産業廃棄物の再生利用を推進するための組織への加入を適宜指導されたいこと。

#### 別紙

##### 再生利用個別指定業者に関する準則

(目的)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2号及び第10条の2第2号の規定に基づき、再生利用業者の個別の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(再生利用業の指定の申請等)

第2条 省令第9条第2号及び第10条の2第2号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、知事に対し再生利用個別指定業指定申請書(別記第1号様式)による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき省令第9条第2号及び第10条の2第2号の規定による指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記第2号様式。以下「指定証」という。)を

交付するものとする。

3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）が、その産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事に対し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書（別記第3号様式）によつて行わなければならない。

5 第2項は、第3項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

（再生利用業の廃止の届出等）

第3条 再生利用個別指定業者がその産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出書（別記第4号様式）に指定証を添えて届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出が業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（再生利用業に係る変更の届出等）

第4条 再生利用個別指定業者の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別指定業変更届出書（別記第5号様式）によつて届け出なければならない。

（1）住所

（2）氏名又は名称

（3）事務所及び事業場の所在地

（4）再生利用の目的

（5）再生利用の方法

（6）取引関係

2 知事は、前項の届出により指定証の書き換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（指定証の再交付申請等）

第5条 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書（別記第6号様式）に、き損し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。

2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに知事に、これを返納しなければならない。

（指定証の返納）

第6条 再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第2条第3項に規定する変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに知事に返納しなければならない。

\*) 建設汚泥については、新たにP.196の様式が通知されている。

年 月 日

県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印  
再生利用個別指定業指定申請書

県 規則第2条第1項の規定により産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		

担当者名	
連絡先	電話

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類

第 2 号様式

番 号

再生利用個別指定業指定証

住所

氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 の 2 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。

年 月 日

県知事 印

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
  - (1) 再生活用及び再生輸送の別
  - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係

年 月 日

県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

再生利用個別指定業変更指定申請書

県 規則第2条第3項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指定年月日			
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

担当者	
連絡	電話

添付書類

(第1号様式と同一、略)

第4号様式

年 月 日

県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法

届出者

印

人にあつてはその代表者の氏名

再生利用個別指定業廃止届出書

全部

県 規則第3条第1項の規定により、再生利用個別指定業の

の廃止

一部

について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
全部 の廃止年月日	
一部	
廃止した事業の範囲	

第5号様式

年 月 日

県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法

届出者

印

人にあつてはその代表者の氏名

再生利用個別指定業変更届出書

県 規則第4条第1項の規定により、再生利用個別指定業の変更についで、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更事項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏名又は名称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		

第6号様式

年 月 日

県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法  
申請者 印  
人にあつてはその代表者の氏名

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

県 規則第5条第1項の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交  
付について、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事 業 の 範 囲	再生活用及び再生輸送の別 取り扱う産業廃棄物の種類
再交付申請の理由	

## 6) 個別指定制度の詳細

### ガイドラインと指定制度運用通知との関連について

ガイドライン「6.(2) 個別指定制度について」に示す事項と、「指定制度運用通知」との照合、関連等については、その各々の事項について以下のとおりである。

#### a. 再生利用制度の基に再生利用される建設汚泥処理物の取り扱い

##### 【ガイドライン】

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

##### 【指定制度運用通知】

#### 1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、(略)指定制度(略)の活用が期待されているところである。これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの(自ら利用する場合には利用価値)とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されると考えられるからである。

#### 3.1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

##### 【解説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日付け環産産発第050725002号本職通知。(以下「判断指針」という。))の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値(自ら利用する場合には利用価値)を有するものとして取り扱うことが可能である。」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度においても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いができると示していることから、指定制度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的

な計画があらかじめ定められていることを十分に審査することが重要となる。

当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要があることから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象である。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するまでの一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市（以下「都道府県等」という。）においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

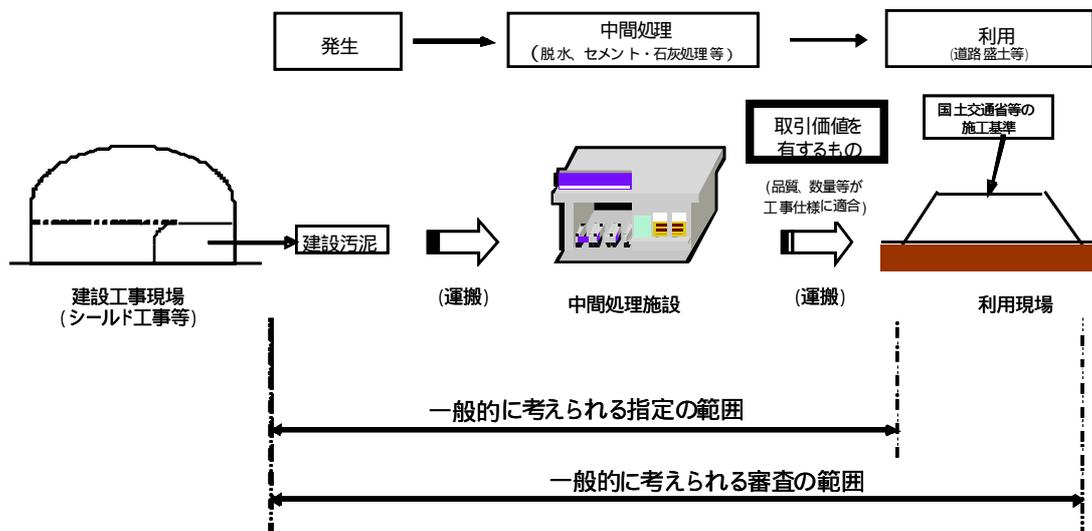


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

### 【解説】

大臣認定制度および個別指定制度の基に再生利用される建設汚泥処理物の取り扱いについて、「判断指針」(第四の二)に記載する内容は以下とおりである。

- ・ 都道府県等が認定制度と同等の判断基準沿った利用と判断する場合は、有償譲渡されるものではなくとも、この建設汚泥処理物は再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合は利用価値）とする取り扱いが可能となる。
- ・ 指定制度において認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合についても、同様の取り扱いをして差し支えない。

(参考：「判断指針」)

#### 第四 その他の留意事項

##### 二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当

該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市長による建設汚泥の再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という）において、環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

b. 個別指定制度の形態

【ガイドライン】

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図 - 2 に示す3つのケースが一般的とされている。

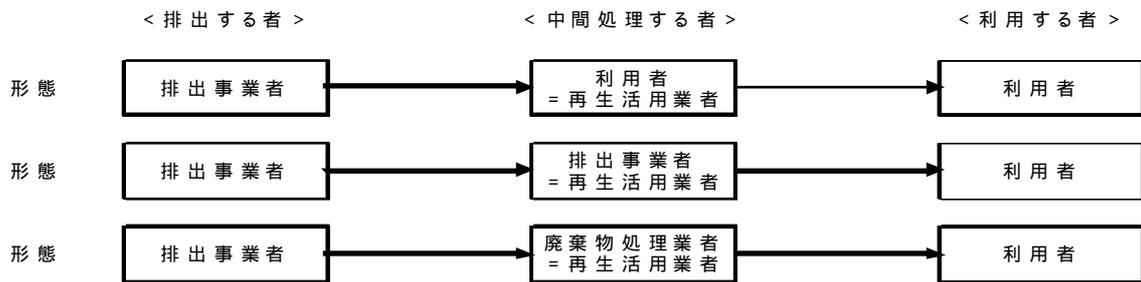


図 - 2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

【指定制度運用通知】

3.3 指定に係る関係者の組み合わせ

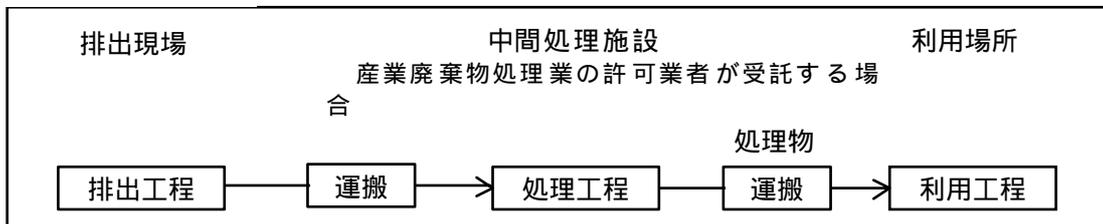
【解説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。

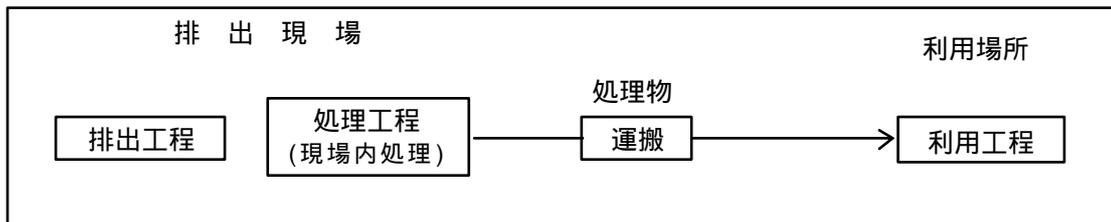
パターン1 -



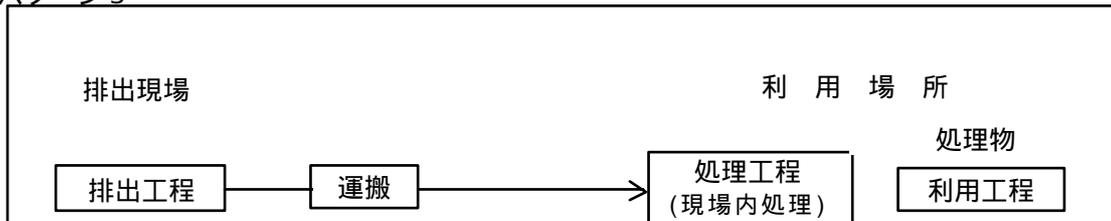
パターン1 -



パターン2



パターン3



【解説】

ガイドラインでは3種類の形態を示しているが、「指定制度運用通知」では中間処理を行う場所による区分を加えて、以下のとおり4種類のパターンを示している。

- 形態 : 利用側元請業者が現場内で中間処理を行う場合 パターン3
- 利用側元請業者が現場外で中間処理を行う場合 パターン1 -
- 形態 : 排出側元請業者が現場内で中間処理を行う場合 パターン2
- 排出側元請業者が現場外で中間処理を行う場合 パターン1 -
- 形態 : 廃棄物処理業者が現場外で中間処理を行う場合 パターン1 -

c. 指定の申請と事前相談

【ガイドライン】

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図 - 2のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態 や の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

【指定制度運用通知】

3.1 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

【解説】

「指定制度通知」では、「(略)再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう)を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう)を業として行う者を再生活用業者として指定し、(略)」としている。

したがって、指定を受ける者とは、指定に係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

また、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知)においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

【解説】

「指定制度運用通知」においては、申請者には脱水等の中間処理を行う者が該当すると示している。また、排出側工事の発注者、元請業者による事前相談等の必要性について、ガイドラインに記載している旨を都道府県等環境部局に紹介している。

d. 産業廃棄物処理業者の参加による再生利用の促進

【ガイドライン】

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態 の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

【指定制度運用通知】

3.3 指定に係る関係者の組み合わせ

想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうち、パターン1、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

【解説】

ガイドラインにおいては、作業スペース、改良施設の設置コスト等の問題から、排出側工事の元請業者による中間処理が困難な場合は、中間処理を行う処理業者の参加する形態が有効であると示している。また、「指定制度運用通知」においてもこの形態の需要が高いものと考えられると記載している。

e. 複数の都道府県等にわたる活用

【ガイドライン】

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

【指定制度運用通知】

3.5 その他

(4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際には関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

f. 工事間利用調整が完了した旨の文書の提出

【ガイドライン】

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5.(2)で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

【解説】

「指定制度運用通知」においては、「 a. 搬出・利用計画等」(P.204)に記載するとおり、「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」(様式1)の写しを、申請書への添付書類に加えている。

申請書の様式と添付書類について

従来は、環境省の通知する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」(P.173)に基づいて個別指定制度が運用されてきたが、「指定制度運用通知」においては建設汚泥、建設汚泥処理物の特殊性

を踏まえた新たな申請様式を示している。ただし、具体的には都道府県等環境部局と事前に相談し、使用する申請書の様式、添付書類等について確認する必要がある。

- ・従来の通知：「第1号様式 再生利用個別指定業指定申請書」(P.178)
- ・「指定制度運用通知」：「第1号様式 建設汚泥再生利用個別指定業指定申請書」(P.196)

「指定制度運用通知」においては従来の通知と比べて、以下の 印を付した添付書類が追加されている。また、ガイドラインを踏まえて、建設汚泥処理土の適用用途標準などが参考として添付されている。

## 1 事業計画の概要を記載した書類

2 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)

3 印鑑証明書

4 再生利用が確実であることを確認するための書類

(3) 搬出利用計画等

・建設汚泥の工事間利用に関する確認書 「実施要領」(様式1)

・再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書「指定制度運用通知」(参考1)

5 再生活用により得られるものの性状を明らかにする書類

(4) 利用用途及び品質

・建設汚泥処理土利用技術基準 「指定制度運用通知」(3.4(2))

・建設汚泥処理土の適用用途標準 「指定制度運用通知」(参考2)

・建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質 「指定制度運用通知」(参考3)

6 再生活用の用に供する施設の平面図及び処理工程図

(5) 処理工程

7 建設汚泥の排出から再生利用に係るマテリアルフロー図

(4) 利用用途及び品質

8 指定を受ける者の数が複数の場合は、指定を受ける者の一覧

9 取引関係を記載した書類

(9) 再生活用に伴う費用および取引関係の継続性の取り扱い

10 生活環境上の対策を記載した書類

(5) 処理工程

11 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 処理工程

12 その他知事が必要と認める書類及び図面

確認内容と申請書への添付書類について

建設汚泥処理物の再生利用を確実にこなされることについて、都道府県等環境部局による確認時の要件は、以下の「指定制度運用通知」に示すとおりである。

3.4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実にこなうためには、建設汚泥処理物が、資材とし

て利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることが重要である。

以下に、「(1)搬出・利用計画等」、「(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質」、「(3)建設汚泥の処理工程」、「(4)建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5)施工計画」、「(6)建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

この確認時の要件の内容および申請書への添付書類は以下のとおりである。

a. 搬出・利用計画等

(申請書添付書類:「4 再生利用が確実であることを確認するための書類」)

「建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと(略)の確認書」には、「実施要領」に定める「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」(様式1)の写しが該当する(P.128参照)。また、「指定制度運用通知」に、再生資源利用計画書の様式等(参考1)を添付している(P.191参照)。「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

(1)搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと(国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当)の確認書
- ・法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書(参考1)
- ・その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

【解説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認するとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることとしていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、公共工事、公益工事(鉄道、電力、ガス等)、法令等により認可された民間工事(土地区画整理事業等)、その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事については、国土交通省、都道府県、公益企業等により、設計・施工管理基準等が定められており、また、発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分であることに十分に留意することが必要である。

b. 利用用途及び品質

(申請書添付書類：「5 再生活用により得られるものの性状を明らかにする書類」)

(申請書添付書類：「7 建設汚泥の排出から再生利用に係るマテリアルフロー図」)

「指定制度運用通知」に参考として添付する建設汚泥処理土の適用用途標準および建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質に適合し、かつ当該工事の設計図書に定める内容に適合した資料を作成する必要がある。「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知)における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できないことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壤環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に、「(略)建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、(略)」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ、利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある。

(参考3に「建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質」を示す。)

c. 処理工程

(申請書添付書類：「6 再生活用の用に供する施設の平面図及び処理工程図」)

(申請書添付書類：「10 生活環境上の対策を記載した書類」)

(申請書添付書類：「11 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類」)

「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

### (3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

#### 審査時

- ・建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか（試験等で実証されているか）
- ・固化材等を添加する場合には、品質及び添加量等が適切か（試験等で実証されているか）
- ・施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ストックヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・施設の運転体制が整えられているか
- ・建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

#### 運用時

- ・申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・適切な運転管理がなされているか

#### 【解説】

判断指針の第二の一では、「(略)このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」としている。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であるとしている。

#### d. 運搬管理

「指定制度運用通知」の内容は以下のとおりである。なお、搬出入管理伝票には、「実施要領」に定める「建設汚泥リサイクル伝票」(P.129)が該当する。また、マニフェストを代用することも考えられる。

### (4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等

がある。

- ・ 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・ 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

#### e. 施工計画

「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

##### (5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある

##### 【解 説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

#### f. 保管

「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

##### (6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等）。
- ・ 保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等） 等

##### 【解 説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の認定制度での利用計画（高規格堤防）と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められて

いるが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とすることが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配として準用するものではない。

#### g. 費用および取引関係の継続性

(申請書添付書類：「9 取引関係を記載した書類」)

建設工事および建設汚泥処理物の特殊性(建設発生土との競合)を考慮して、「指定制度運用通知」においては、再生利用の現実性を確認できる場合にあっては、営利を目的としないことを指定の条件とする必要はないとしている。また、取引関係の継続性についても、事業期間内、すなわち当該工事の工期内での継続性があればよいとすることも可能であるとしている。

「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

#### 3.5 その他

##### (2) 指定制度通知について

指定制度通知では、「排出事業者から再生活用(輸送)に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用(輸送)が営利を目的としないものであること。」「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の現実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

なお、以下の「委員会報告書」の内容を踏まえたものである。

#### 2 再生利用の促進

建設汚泥の再生利用を促進するためには、市場での競争力に欠ける再生品の需要先をいかに確保するかが最大の課題となっており、「品質基準の策定」「再生利用制度の手続き等の簡素化、明確化」「公共工事における率先的な利用」を進める必要がある。

ここで、建設汚泥はもともと自然界に存在する土を主体としているものであり、適正な処理を行った上で「建設汚泥処理土」として利用することが改良コストの面から、また需要先の確保という観点からも最も現実的である。

(略)

##### (2) 再生利用制度の手続き等の簡素化、明確化

産業廃棄物である建設汚泥を再生利用するには、「自ら利用」「有償売却」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策によるとされている。

建設汚泥処理土としての利用については、競合相手である建設発生土を利用する側は無償で引き取っているのが現状であるため、有償売却による再生利用については極めて限定的なものになると考えざるを得ない。このため、「自ら利用」「再生利用制度の活用」による方策を促進することを基本とすべきであり、これらの方策がより有効に活用されるためには、手続きの簡素化、適用範囲の明確化等が図られることが必要である。

市販品としての利用については、「有償売却」による方策を基本とすべきである。

#### 指定の手続きに要する標準期間の提示

指定を受ける時期が工程全体に大きな影響を与えることから、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めることなどをガイドラインに定めている。「指定制度運用通知」に示す内容は以下のとおりである。

#### 3.5 その他

##### (3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用促進につながるものである。

## 7) 罰則

建設汚泥の『処理』に関して、排出事業者に関わりのある罰則を以下に抜粋し要約する。

違反事項			罰 則	
			行為者	法 人 (両罰規定：行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科す、第30条)
第25条 第1項	第6号	委託基準違反(無許可業者への委託)	5年以下の懲役若しくは、 1000万円以下の罰金、又は併科	1000万円以下の罰金
	第8号	処理施設許可設置違反		
	第10号	処理施設処理能力、構造等無許可変更違反		
	第14号	廃棄物の投棄禁止違反		1億円以下の罰金
	第15号	廃棄物の焼却禁止違反		
第25条 第2項		廃棄物の投棄禁止違反・焼却禁止違反の未遂		
第26条	第1号	委託基準違反(政令に定める基準違反)	3年以下の懲役若しくは、 300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
	第2号	処理施設改善命令・使用停止命令違反		
	第6号	廃棄物の投棄禁止違反・焼却禁止違反目的の収集・運搬		
第29条	第1号	欠格要件該当の届出義務違反	6ヶ月以下の懲役又は、 50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
	第2号	処理施設使用開始前受検義務違反		
	第3号～ 12号	産業廃棄物管理票虚偽の記載等違反(マニフェスト)		
第30条	第2号	処理施設廃止等届出義務違反	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
	第4号	産業廃棄物処理責任者設置義務違反		
	第7号	技術管理者設置義務違反		

#### 4 . 6 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

### 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環廃産発第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発している。

建設汚泥処理物（1）については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要がある。

そこで、循環型社会形成推進のため、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改訂）」（平成17年3月25日閣議決定）を受け、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を以下のとおり示す。

#### 1 建設汚泥処理物の例

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

#### 記

第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途（盛土、裏込め、堤防等）ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっておらず再生利用先が確保されていないならば、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。

## 第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素（以下「有価物判断要素」という。）を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性（又は有価物該当性）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

### 一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準、「建設汚泥再生利用技術基準（案）」（平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

## 二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

## 三 通常の実扱い形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。

実際の判断に当たっては、建設資材としての市場が一般に認められる利用方法( 2 ) 以外の場合にあっては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

### 2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合
- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

## 四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

## 五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみ

て社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。

### 第三 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の見取り形態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値（利用価値）の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

### 第四 その他の留意事項

#### 一 実際の利用形態の確認

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断については、建設資材等と称する建設汚泥処理物の不適正処理が多発している現状にかんがみ、当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。そのため都道府県（保健所を設置する市にあっては市。以下同じ。）においては、必要に応じ法第18条第1項に規定する報告徴収又は法第19条第1項に規定する立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施し、当初の計画が確実に実施されていることを確認する必要がある。

また、都道府県にあらかじめ相談することなく事業を行い、その結果として建設汚泥処理物を廃棄物として不適正に処理した疑いがある事案においては、報告徴収等を通じた現場の状況の確認及び当該建設汚泥処理物の採取・分析、関係資料の収集並びに係

者からの事実確認等を行い、第二で規定する各有価物判断要素の基準に基づき厳正に廃棄物該当性を判断されたい。

## 二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市長による建設汚泥の再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）において、環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

## 三 都道府県知事による指定制度に係る通知の発出

上記二の要件を満たす指定制度については、本通知の趣旨を踏まえ、追って新たにその運用について通知する予定である。

#### 4 . 7 建設汚泥の再生利用指定制度の運用に関する考え方

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

### 建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知）の2.3（7）で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）の廃棄物該当性の判断については、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環産廃第050725002号本職通知。以下「指針」という。）によりその考え方を示したところである。

当該指針については、建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例などが多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として示したものであり、当該指針による適切な取扱いをお願いしているところである。

一方、当該指針では、建設汚泥の再生利用について、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）を利用する場合には、都道府県知事等が当該指定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の8及び第15条の4の2による環境大臣の再生利用認定制度と同等の判断基準に沿って指定を行う場合には、当該建設汚泥処理物は再生利用されることが確実であるため、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であることを併せて示しており、都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである。

また、国土交通省では、建設工事から発生する廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の再生利用を促進するためには公共工事において積極的に建設廃棄物の再生利用を図っていくことが必要であるとの認識から、国土交通省が発注する公共事業においては、建設廃棄物の再生利用について、原則として経済性に関わらず実施する事項、いわゆる

る「リサイクル原則化ルール」<sup>注)</sup>を定めているところであるが、今般、現行の「リサイクル原則化ルール」において再生利用を促進すべき建設廃棄物として指定されているコンクリート塊及び建設発生残土に加え、建設汚泥が新たに指定されるとともに、平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めることとしたところである。

今後、こうした国土交通省の取組により、各種公共事業において建設汚泥の再生利用の動きが進むことが期待されることから、環境省としても建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を別添「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」としてまとめたので、各都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市においては指定制度の積極的な運用に努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注) 「リサイクル原則化ルール」

リサイクル原則化ルールは、建設廃棄物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的役割を果たす必要があることから、国土交通省が発注する公共工事においては、原則として経済性に関わらず建設廃棄物の再生利用を実施することを定めたもの。

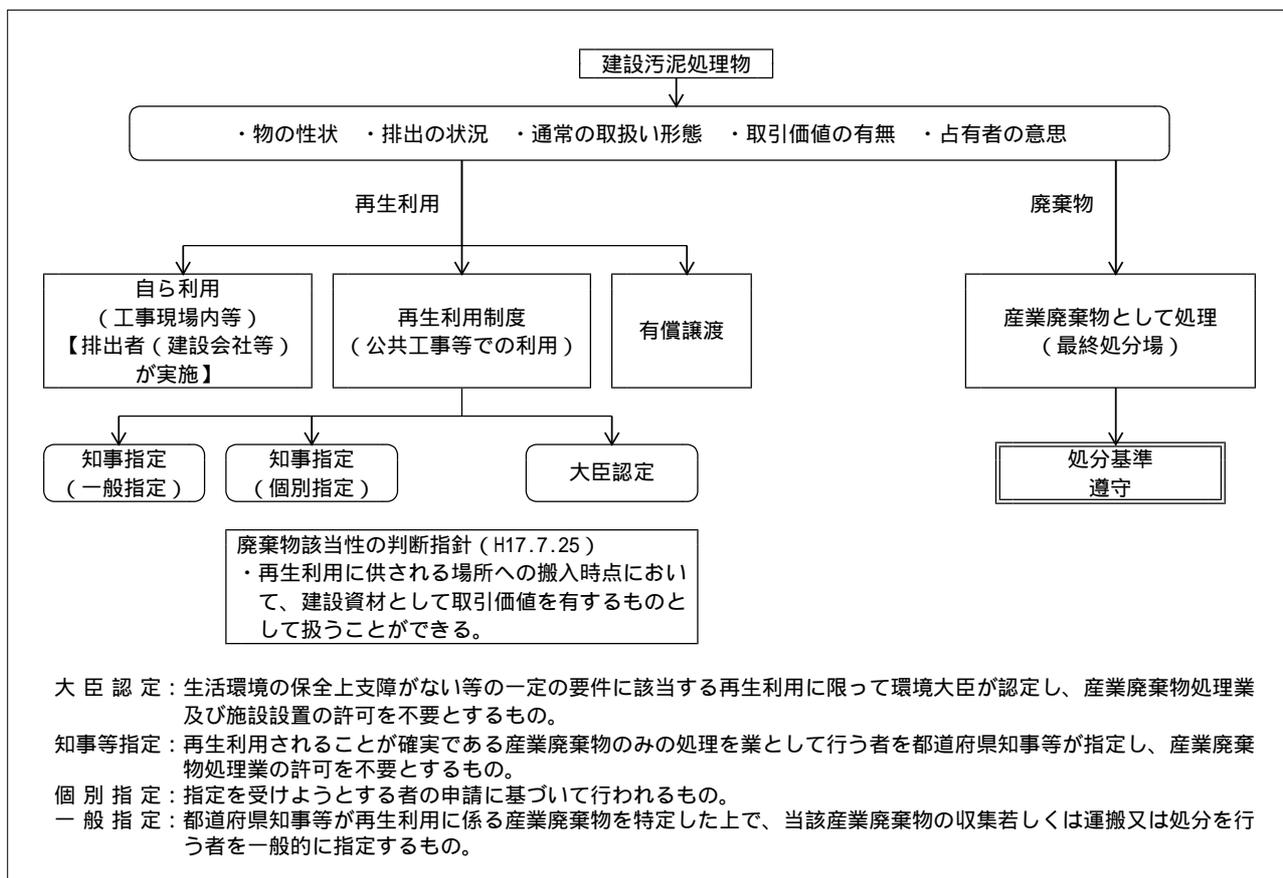
建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方

1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号による再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）の活用が期待されているところである。

これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されると考えられるからである。

図1 建設汚泥処理物の再生利用の考え方



2 指定制度活用に向けた課題

都道府県知事等が指定制度（個別指定）を活用する上で課題となる事項を整理した場合、以下の事項が挙げられる。

- 制度運用のための基本的な考え方の整理
- ・ 指定の範囲の考え方
  - ・ 不具合発生の場合の責任の考え方

- ・指定を受ける者（申請者）の考え方
- 再生利用が確実であることを確保するための確認事項
- ・搬出・利用計画等
- ・建設汚泥処理物の利用用途及び品質
- ・建設汚泥の処理工程
- ・建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理
- ・施工計画
- ・建設汚泥処理物の保管
- その他
- ・手続きの簡素化、期間短縮

### 3 指定制度の運用に当たっての考え方

2で整理した課題について、制度運用における考え方を以下に示す。

なお、ここで示すのは、制度運用のための基本的な考え方や再生利用が確実であることを確保するための確認事項についてであり、建設汚泥の再生利用全般については、施設設置に係る許可や排出事業者における保管基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）による各種規定が適用されるが、ここでは特に記述しないので留意されたい。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第二号及び第十条の三第二号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（以下「指定制度通知」という。））における「再生輸送」及び「再生活用」については、通知文の引用部分を除き、それぞれ「収集・運搬」、「中間処理」としている。

#### 3.1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

#### 【解説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環廃産発第050725002号本職通知。（以下「判断指針」という。））の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度においても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱ができると示していることから、指定制度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることを十分に審査することが重要となる。

当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要があることから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象である。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するま

での一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市（以下「都道府県等」という。）においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

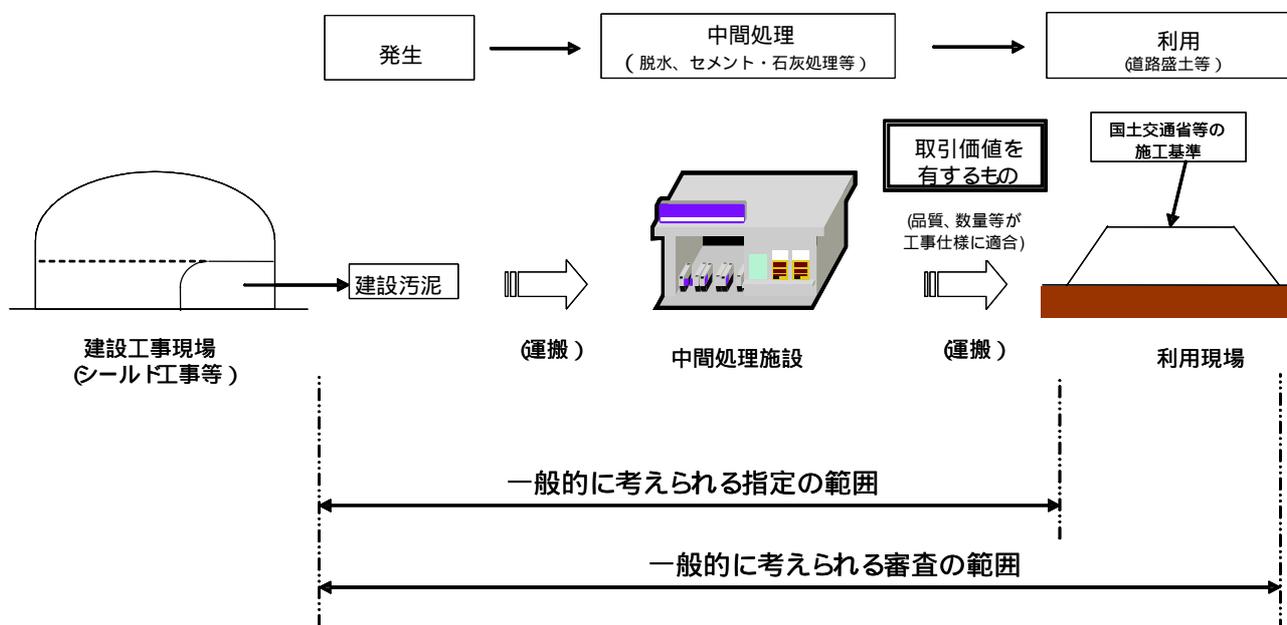


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

### 3.2 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

#### 【解説】

「指定制度通知」では、「(略)再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう)を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう)を業として行う者を再生活用業者として指定し、(略)」としている。

したがって、指定を受ける者とは、指定に係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

また、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知)においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

### 3.3 指定に係る関係者の組み合わせ

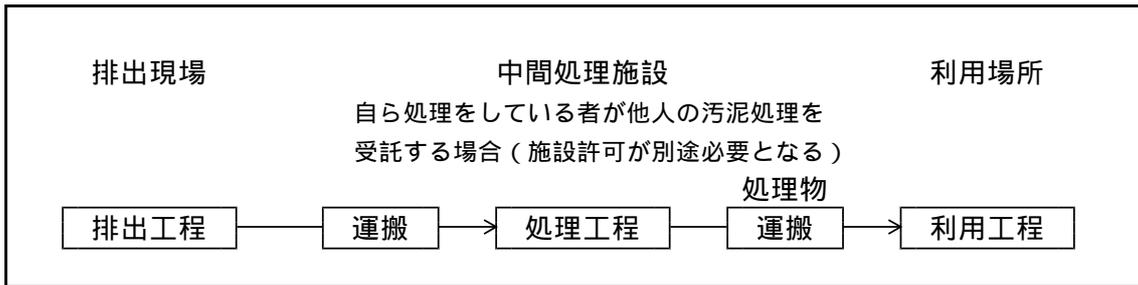
想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうち、

パターン1 - 、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1 - の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

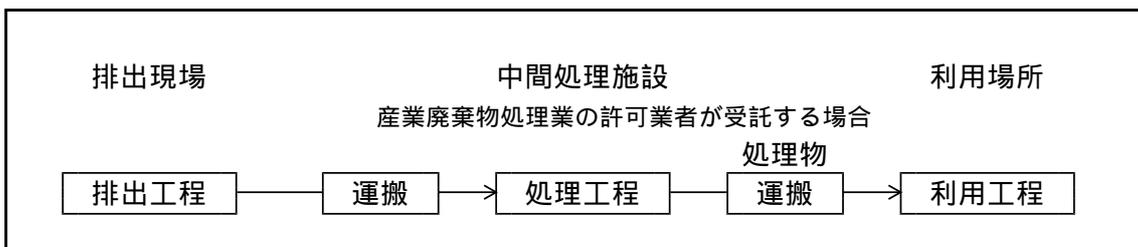
【解説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。

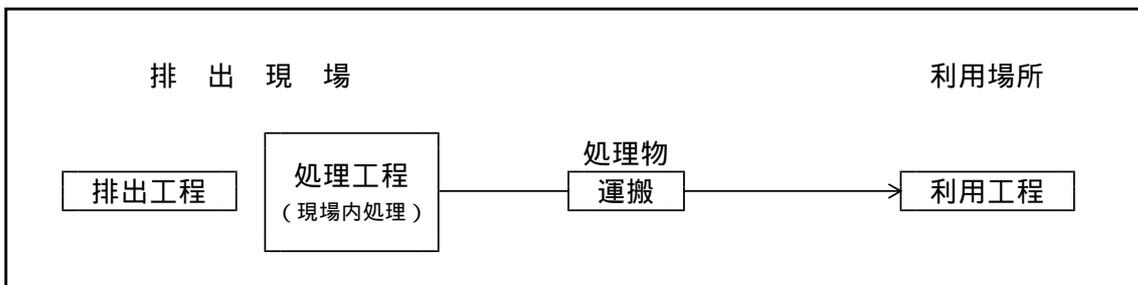
パターン1 -



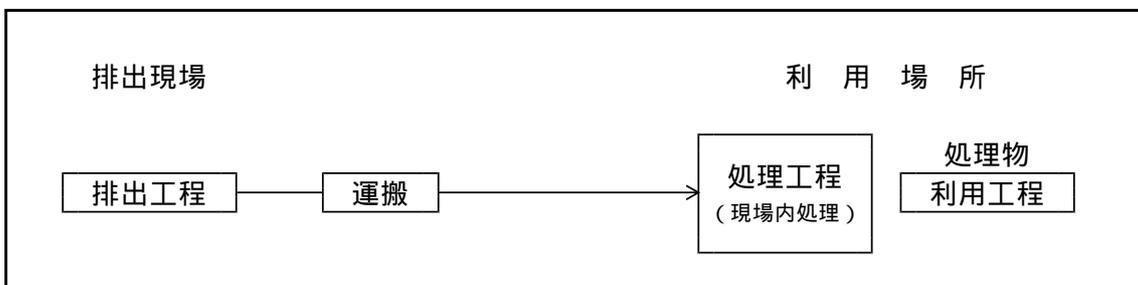
パターン1 -



パターン2



パターン3



3.4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実にを行うためには、建設汚泥処理物が、資材として利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定

められていることが重要である。

以下に、「(1)搬出・利用計画等」、「(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質」、「(3)建設汚泥の処理工程」、「(4)建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5)施工計画」、「(6)建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

#### (1) 搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・ 再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・ 建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと（国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当）の確認書
- ・ 法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・ 再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書（参考1）
- ・ その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

#### 【解説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認するとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、公共工事、公益工事（鉄道、電力、ガス等）、法令等により認可された民間工事（土地区画整理事業等）、その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事については、国土交通省、都道府県、公益企業等により、設計・施工管理基準等が定められており、また、発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分であることに十分に留意することが必要である。

#### (2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知）における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できないことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する必要がある。

## 【解説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壤環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に、「(略)建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、(略)」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ、利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある。(参考3に「建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質」を示す。)

### (3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

#### 審査時

- ・ 建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・ 施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・ 要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか(試験等で実証されているか)
- ・ 固化材等を添加する場合には、品質及び添加量等が適切か(試験等で実証されているか)
- ・ 施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ スtockヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・ 施設の運転体制が整えられているか
- ・ 建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

#### 運用時

- ・ 申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・ 振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・ 適切な運転管理がなされているか

## 【解説】

判断指針の第二の一では、「(略)このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」としている。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であるとしている。

### (4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられ

ていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- ・ 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・ 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

#### (5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

#### 【解説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

#### (6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等）。
- ・ 保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等）。 等

#### 【解説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の認定制度での利用計画（高規格堤防）と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められているが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、

建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とすることが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配として準用するものではない。

### 3.5 その他

#### (1) 利用先への搬入後の考え方

建設汚泥処理物が利用された後、建設汚泥処理物に廃棄物が混入していた、建設汚泥処理物が再生利用先の求める品質を満たしていなかった等の事態が生じた場合には、廃棄物の不適正処理や不法投棄に該当し得るものであり、指定を受けた者を含む行為者等が責任を負うものである。

このような事態を防止するためにも、都道府県知事等は指定に当たり建設汚泥処理物の品質管理体制等を十分に把握して審査する必要がある。

#### (2) 指定制度通知について

指定制度通知では、「排出事業者から再生活用（輸送）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用（輸送）が営利を目的としないものであること。」「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の確実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

#### (3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用促進につながるものである。

#### (4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際には関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

#### (5) 申請書の様式の追加・修正

これまでの内容を踏まえて申請書第1号様式に追加・修正した様式を参考5に示す。

#### 4 . 8 関東地方の土木部局・環境部局の一覧表

#### 4.8 関東地方の土木部局・環境部局の一覧

関東地方における廃棄物行政庁は、1都8県、4政令市に加えて、政令で定める市の6市（宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、長野市）があり、合計で19機関となっている。

建設汚泥の再生利用にあたっては、利用場所、処理場所等の行政区域に応じて、それぞれの環境部局等と協議等を行う必要がある。

建設汚泥の再生利用にあたっては、環境部局等と協議等を行いながら進めていく必要がある。関東地方における建設汚泥の再生利用等に関して、土木部局・環境部局の一覧は、以降に示すとおりです。（平成20年4月の新組織を反映しています）

なお、「一覧表」中の区分～は、以下の意味を示します。

担当部署

連絡先（電話番号）

連絡先（メールアドレス）

ホームページ等のURL

関東地方における土木部局 一覧表

名称	区分	各種情報
茨城県		茨城県 土木部 検査指導課 029-301-4386 kensa4@pref.ibaraki.lg.jp
	栃木県	栃木県 県土整備部 技術管理課 技術調整担当 028-623-2421 kensa@pref.tochigi.lg.jp http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/gijutsukanri_index.html
		宇都宮市
群馬県		
	埼玉県	
		さいたま市
川越市		
	千葉県	
		千葉市
船橋市		
	東京都	
		神奈川県
横浜市		
	川崎市	
		横須賀市
相模原市		
	山梨県	
		長野県
長野市		

(平成20年4月現在)

関東地方における環境部局 一覧表

名称	区分	各種情報
茨城県		茨城県 生活環境部 廃棄物対策課 029-301-3027 haitai2@pref.ibaraki.lg.jp
	栃木県	栃木県 環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物対策室 028-623-3228 hai-tai@pref.tochigi.lg.jp http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/hai-tai.html
		宇都宮市
群馬県		
	埼玉県	
		さいたま市
川越市		
	千葉県	
		千葉市
船橋市		
	東京都	
		神奈川県
横浜市		
	川崎市	
		横須賀市
相模原市		
	山梨県	
		長野県
長野市		

(平成20年4月現在)